

_{青森県基本計画} 「選ばれる青森」 への挑戦

支え合い、共に生きる

令和5年度

上北の教育

青森県教育庁 上北教育事務所

組織のレジリエンスを高める

上北教育事務所 所長花田千穂

現行学習指導要領の実施から、小学校では3年、中学校では2年が経過しました。各校においては、育成を目指す資質・能力の三つの柱「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」を踏まえた取組を継続し、工夫・改善を進めていることと思います。

近年、学校においては、特別な教育的支援や日本語指導を必要とする児童生徒の増加、相対 的貧困状態にある子供やヤングケアラーと言われる子供の存在が明らかになるなど、児童生徒 の教育ニーズや課題は多様化し、教職員一人一人がこうしたニーズや課題に対応するだけでな く、学校自体が、子供たちの多様性を受容、対応できる組織になることが求められています。

令和4年12月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」では、「学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するためには、組織のレジリエンスを高めることが重要」であるとしています。

レジリエンスとは、「様々な困難から立ち直る力」です。それは、単なる現状への回帰とい うだけではなく、危機や大きな変化の後に組織が積極的に変化すること、つまり、以前よりも 成長することも表しています。

また、同答申では、組織のレジリエンスを高めるためには、教職員集団の多様性が必要であり、教職員一人一人の専門性を高めるとともに、多様な専門性や背景を持つ人財との関わりを常に持ち続けることが重要であるとしています。

上北教育事務所では、こうしたことを踏まえ、以下のこだわりを持って取組を進めたいと思います。

一つ目は、多様性への理解です。SC、SSW、各種支援員、ボランティア等、多様な外部人財を、 今後も積極的に学校に取り込み、児童生徒への対応や学校運営に活かすとともに、教職員が児 童生徒だけでなく、互いの多様性を理解し、自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して言え る環境を作ることが重要です。心理的安全性が確保された環境によって、教職員が様々な課題 を一人で抱え込むことなく、組織としてより最適な解を導き出すことができると考えます。

二つ目は、人財の育成です。子供が抱える多様化・複雑化した課題を解決するために、全ての教職員が、児童生徒一人一人について、その能力、適性、興味関心、性格等を的確に捉えた上で、必要な知識を身に付け、その専門性を高めることが重要です。また、主体的に学び続ける教職員の姿は、子供たちのロールモデルでもあり、教職員がライフサイクルの変化を前向きに捉え、自分らしく学び続けることは、子供たちにとっても意義があると考えます。

この二点については、学校教育だけでなく、社会教育においても重要なことであり、地域社会全体で、未来に向けて住民一人一人が社会の創り手となり、持続可能な社会を維持発展させていくことが必要であると考えます。

結びに、管内の教育関係者の皆様方には、日頃から学校教育及び社会教育に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。上北教育事務所では、管内指導主事全員協議会等の場で検討を重ね、学校教育における12の重点、社会教育における6つの重点を設定しました。皆様方には、今年度も、上北の教育の充実と発展のために御支援・御協力をお願い申し上げ、巻頭言といたします。

当

青		
青森県教育旅	5年の方針	2
令和5年度	青森県教育委員会の「施策の柱」	3
令和5年度	学校教育指導の方針と重点	4
令和5年度	体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	6
令和5年度	社会教育行政の方針と重点	7
令和5年度	文化財保護行政の方針と重点	8
ア州り十段	実代財保護行政の分割と重点些綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
生使指导推進	5安柳	9
数套钾 (学)	达	
教育課(学		
学校教育指導	掌の方針と重点	12
活用してほし	- い資料一覧 ····································	23
令和5年度	学校訪問実施要項	28
スクールカウ	フンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	29
	予巡回相談員の派遣について	30
特別古摇教者	ず専門家チームについて ····································	32
車劫 咸洗点	E等の報告	33
事以、	職員の事故、火災・自然災害等の場合	33
児里生促 *	職員の事故、代次・日然炎音等の場合	00
悠 樂症、食	を中毒等の場合	34
鳥インフル	ペエンザ等の発生が疑われる場合	35
	〔武1]	36
麻しん・属	【しんの発生及び措置状況 [様式2-1]	37
食中毒・紅	経口感染症等の報告(市町村立)	38
	A 107 -1-3	
教育課(社:	会教育 <i>)</i>	
社会教育行政	女の方針と重点	41
学校の教育領	E動かどで活用できる社会教育施設及び関連施設	45
う 秋の 秋月 II	活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設	40
1410 十/文	教育安員云 (性云教育 因 怀)	43
総経理		
総務課	8	- (
学校事務訪問		53
学校事務訪問 令和4年度	学	54
学校事務訪問 令和4年度 令和5年度	- 学校事務訪問における指導事項 ····································	54 55
学校事務訪問 令和4年度 令和5年度 令和5年度	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 ************************************	54 55 56
学校事務訪問 令和4年度 令和5年度 令和5年度	学	54 55
学校事務訪問令和4年度 令和5年度 令和5年度 令和5年度 学務関係提出	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 ************************************	54 55 56
学校事務訪問 令和4年度 令和5年度 令和5年度	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 ************************************	54 55 56
学校事務訪問令和4年度令和5年度令和5年度令和6年度学務関係提出	- 学校事務訪問における指導事項 学級編制について	54 55 56 59
学校事務訪問令和4年度令和5年度令和5年度等務関係提出 資料令和5年度	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 計書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図	54 55 56 59
学校事務訪問令和4年度令和5年度等務関係提出 令和5年度等務関係提出 資料 令和5年度	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 出書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌	54 55 56 59 63 64
学校和4年年年 令令和5年年年 令令和5年年年 資料 令令和5年年年 令令和5年年年	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 計書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧	54 55 56 59 64 64 66
学校和和5年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧	54 55 56 59 63 64 66 67
学校和和5年等等。	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 計書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)	54 55 56 56 64 66 67 68
学校和和5年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69
学校和和5年等等。	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧	54 55 56 56 59 64 66 67 68 69 70
学令令令学料和和和和和和和和的专人。	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69
学令令令学 等455 等455 等455 等455 等455 等455 第455 第455	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69 70
学令令学 等455 等455 等455 等455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第455 第555	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69 70 71
学令令令学 料 令令令令令令令令令 料 和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69 70 71 71 72
資 資 資 資 資 有 有 有 有 有 有 有 有	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 計書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧 研究指定校・研究協力校	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69 70 71 71 72 73
資 学令令令学 料 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧 研究指定校・研究協力校 地区学習指導研究会	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69 70 71 72 73 73
資 資 資 資 有 有 有 有 有 有 有 有	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く) 特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 研究指定校・研究協力校 地区学習指導研究会 大会等予定	54 55 56 59 63 64 66 67 68 69 70 71 72 73 73
資 資 資 資 有 有 有 有 有 有 有 有	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)特別支援教育関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧 研究指定校・研究協力校 地区学習指導研究会 表大会等予定	54 55 56 56 56 64 66 67 71 71 72 73 73 74
資 資 資 資 有 有 有 有 有 有 有 有	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧 研究指定校・研究協力校 地区学習指導研究会 表大会等予定 ・覧 県立中学校一覧	54 55 56 56 56 67 68 69 70 71 72 73 74 77
資 資 資 資 有 有 有 有 有 有 有 有	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)特別支援教育関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧 研究指定校・研究協力校 地区学習指導研究会 表大会等予定	54 55 56 56 56 64 66 67 71 71 72 73 73 74
資 資 資 資 有 有 有 有 有 有 有 有	学校事務訪問における指導事項 学級編制について 小・中学校教職員配置基準 書類一覧(参考) 上北教育事務所及び三八教育事務所(庶務担当)機構図 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌 教育課事業等一覧 悉皆研修等一覧 学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)特別支援教育関連事業一覧 初任者研修関連事業一覧 初期層教員研修一覧 教育行政関連事業一覧 社会教育関連事業一覧 研究指定校・研究協力校 地区学習指導研究会 表大会等予定 ・覧 県立中学校一覧	54 55 56 56 56 67 68 69 70 71 72 73 74 77

青森県教育委員会

青森県教育旗	歯策の方針	2
令和5年度	青森県教育委員会の「施策の柱」	3
令和5年度	学校教育指導の方針と重点	4
令和5年度	体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	6
令和5年度	社会教育行政の方針と重点	7
令和5年度	文化財保護行政の方針と重点	8
生徒指道推准	主	9

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性 を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切 り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用 活力、健康、感動を生み出すスポーツ を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を

図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和5年度 青森県教育委員会の「施策の柱」

1確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、グローバルな視野や情報活用能力の育成、防災教育の推進など、社会の 変化に応じた学びを推進する。

また、幼児期からの教育の質的向上を図るため、幼児教育センターを設置し、関係部局と連携して幼児教育推進体制の構築に取り組む。

2 地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進

子どもたちのふるさとに対する理解を深め、誇りや愛着心を醸成し、地域で活躍する人財の育成や将来の県内定着を見据えた取組を推進する。

また、特別支援学校生徒の社会的・職業的自立の促進に取り組む。

あわせて、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域全体で子どもを育む仕組みづくりに取り組む。

3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

少人数学級編制について、中学校2年生まで拡充するとともに、外部人材・外部専門家の配置拡充を行い、教員が子どもに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行える体制の充実を図るほか、小学校教員の確保対策を強化する。

また、いじめや不登校等、支援が必要な児童生徒への対策を強化するとともに、学校施設等の整備・充実に取り組むなど、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進する。

4 スポーツの振興と文化財の保存・活用

幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足の解消に関係部局との連携を強化して取り組むとともに、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりの促進や国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人財育成 に取り組むとともに、かけがえのない文化財の保存・活用 を図る。

さらに、世界文化遺産となった縄文遺跡群の普遍的価値 を次世代に継承するための取組を行う。

令和5年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児 児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこら し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

- ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
- ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
- エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
- オ 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の 充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

- ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
- イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実
- エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生か した指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活 上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築い ていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫
- イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
- ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
- エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

ア キャリア教育指導体制の整備・充実

- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による 学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発 揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び 必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるととも に、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、 系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導における I C T の適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和5年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育(保健体育)における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育(保健体育)担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、 地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健 康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実を図り、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

令和5年度 社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

- (1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成
 - ア 地域学校協働活動の促進
 - イ 地域が支えるキャリア教育の充実
 - ウ 子どもの読書活動の充実
 - エ 家庭教育支援の充実
 - オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援
 - ※人は青森県にとって「財(たから)」であるという基本的な考え方から、ここでは 「人材」を「人財」と表しています。

令和5年度 文化財保護行政の方針と重点

1 方 針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重 点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援
- オ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で育まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・ 教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と出土品等の保存・活用の充実及び情報発信

生徒指導推進要綱

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目ざすとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を 図るものである。

Ⅱ推進事項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連絡を密にし、協力を得て指導すること。

Ⅲ推進内容

1 推進事項1について

- (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
- (2) 学級 (ホームルーム)、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
- (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施し、指導力の向上に努めること。

2 推進事項2について

- (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう 努めること。
- (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。

3 推進事項3について

- (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級 (ホームルーム) づくりに努めること。
- (3) 児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の 充実に努めること。
- (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。

4 推進事項4について

- (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
- (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
- (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあっては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあっては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所長に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

教育課(学校教育)

学校教育指導の方針と重点	12
活用してほしい資料一覧	23
学校訪問実施要項	28
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	29
特別支援教育巡回相談員の派遣について	30
特別支援教育専門家チームについて	32
事故、感染症等の報告	33
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合	33
感染症、食中毒等の場合	34
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合	35
送付票[様式1]	36
麻しん・風しんの発生及び措置状況 [様式 $2-1$]	37
食中毒・経口感染症等の報告(市町村立)	38

[上北の教育] 学校教育指導の方針と重点 全体構造図

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

重点

1-1 授業の充実

- 特1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
 - (1) 単元や題材の計画
 - (2) 「めあて (学習課題)」と解決方法の「見通し」の明確化
 - (3) 自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫
 - (4) 学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定
 - 2 学習環境づくりと学習習慣の確立
 - 3 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準の見直し・活用

1-2 総合的な学習の時間の充実

- 1 学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善
- 2 探究的な学習活動の充実
- 母3 信頼される評価のための多様な評価及び過程の評価の充実

2 道徳教育の充実

- 1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実
- 第2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
 - 3 郷土を愛する心を育む指導の充実

3 特別活動の充実

- (特) 話合いを生かした学級活動の充実
 - 2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫
 - 3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実
 - 4 協力して興味・関心を追究するクラブ活動の工夫(小学校)
 - 5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

4 体育・健康教育の充実

- 1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- 母2 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実
 - 3 食に関する指導の充実
- ◎ 4 安全管理及び安全教育の充実

5 生徒指導の充実

- 母1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実
 - 2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実
 - 3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実
- ◎4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

「方針」を踏まえて12の「重点」と「実践の強調点」「充実のために(複式教育)」を設定し、特にお願いしたい項目には"譽"を、児童生徒の命に関わる項目には"◎"を表示しています。

6 キャリア教育の充実

- ♥1 キャリア教育における指導体制の整備・充実
 - 2 児童生徒が主体的にキャリア形成するための、「キャリア・パスポート」等を活用した 指導の充実
 - 3 啓発的体験活動の充実

7 特別支援教育の充実

- 1 校内支援体制の充実
- 特2 個別の指導計画等の活用による指導の充実
 - 3 家庭や地域社会、関係機関との連携

8 環境教育の推進

- (特1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫)
 - 2 環境に関わる体験活動の充実

9 国際化に対応する教育の推進

- 1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- 特2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
 - 3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

10 情報化に対応する教育の推進

- 1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- ♥2 学習指導におけるICTや各種統計資料等の効果的な活用
 - 3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

11 研修の充実

- 1 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- (特2 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実)
 - 3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

12 複式教育

- 1 校内体制の整備・充実
- 2 実情に即した年間指導計画の作成
- (特3) 学習指導の工夫・充実

学校教育指導の方針と重点

この学校教育指導の方針と重点は、学習指導要領、青森県で定めた「青森県教育振興基本計画 2019~2023年度」、「青森県教育施策の方針」、「令和5年度学校教育指導の方針と重点」及び「『上北の教育』の重点に係る調査」等を基に、管内小・中学校の現状を踏まえて設定したものである。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育においては、子供たちが社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人財として成長できるよう、「生きる力」の育成を目指し、その構成要素である確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視している。そして、これまでも、子供たちが自ら学び自ら考える力や他者と協調し他者を思いやる心、たくましく生きるための健康や体力などを育む教育の推進に取り組んできている。

今後の学校教育においては、複雑で予測困難な時代の中でも、子供たちが、社会の変化に主体的に関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、必要な力を育んでいくことが重要である。こうした力は、「生きる力」そのものであり、今後も、「生きる力」の育成を図るとともに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要である。

各学校においては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、**資質・能力の三つの柱を踏まえながら明確にし、具体的で評価可能な教育目標を設定する必要がある。その上で、教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要である。また、資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開するとともに、教育活動の質を向上させ学習の効果の最大化を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

なお、障害のある(障害の可能性のある)教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導をはじめとした「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」、学級経営や生徒指導、キャリア教育、健康・安全に対する指導については、児童生徒一人一人の発達を支える視点から、多様な能力・適性、興味・関心、性格等を的確に捉え、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等と連携・協力していくことが重要である。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質によるところが大きい。各学校においては、教員の働き方改革を進めていくとともに、日常の研究・研修に関わる取組や相互のコミュニケーションを通して、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくことが大切である。

**資質・能力の三つの柱:「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」

重点1-1

授業の充実

実践の強調点

(特1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

(1) 単元や題材の計画

単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面、対話する場面、 児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか考え、実現を図る。

- (2) 「めあて(学習課題)」と解決方法の「見通し」の明確化 児童生徒から疑問を引き出すなどして、解決の必然性・必要感のある「めあて(学習課題)」を設定する<動機付け>とともに、予想などから解決方法の「見通し」を明確にもたせる<方向付け>。
- (3) 自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫 学習形態を工夫し対話を通して課題を解決するなど、児童生徒の実態に即した多様な解決方 法を取り入れ、思考力、判断力、表現力等を育成する。また、児童生徒が各教科等の特質に応 じた「見方・考え方」を働かせ(生かし)ながら問題を見いだして解決するなど、過程を重視 した学習を工夫する。
- (4) 学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定 児童生徒の言葉を生かして学習内容をまとめ、一人一人の学びを振り返る場を設定すること によって、学んで得た知識や技術を関連付けたり、自身の変容に気付かせて身に付いた資質・ 能力を自覚させたりする。また、未解決事項や深めたい事項を明らかにすることにより次時の 学びにつなげる。

2 学習環境づくりと学習習慣の確立

- (1) 調べ学習や主体的な学習を進める環境づくりをし、学校図書館やICTの日常的・効果的な活用を図る。
- (2) 学び方を身に付けさせ、家庭と協力しながら学習習慣の確立を図る。

3 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準の見直し・活用

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導と評価の一体化を目指して、各教科等の年間指導計画及び評価規準を見直し、その活用を図る。
- (2) 授業においては、評価の観点を明確にし、指導に生かす評価・記録に残す評価を行う。

重点1-2

総合的な学習の時間の充実

実践の強調点

1 学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善

全教育活動との関連や小・中学校相互に情報を共有しながら、六つの要素(目標、内容、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価)を示した全体計画及び各教科等との関連を示した年間指導計画の改善を図る。

2 探究的な学習活動の充実

- (1) 探究課題の解決や探究的な学習の過程(課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現)においては、各教科等で身に付けた資質・能力を積極的に活用し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動の充実に努める。
- (2) 地域の教材や学習環境を活用し、体験活動や観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。

(特3 信頼される評価のための多様な評価及び過程の評価の充実)

- (1) 各学年の目標を踏まえ、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定するとともに、評価場面や評価方法等を計画する。
- (2) 多様な評価方法を適切に組み合わせながら、学習の結果だけではなく学習の過程も評価し、 多面的な評価に努める。

道徳教育の充実

実践の強調点

1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 校長の経営方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が参画し、協力して道徳教育を展開する指導体制の整備・充実を図る。
- (2) 各学校の道徳教育の重点目標を達成するために、道徳教育の全体計画及び別葉の見直しに努める。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 年間指導計画に、各時間のねらいや指導の概要等を明示したり、授業の評価や反省を記入する欄を設けたりするなどし、指導の効果の積み重ねを図る。
- (2) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮するとともに、道徳科の特質を踏まえた、問題解決的な学習、体験的な学習を適切に取り入れるなど、多様な指導方法の工夫に努める。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 家庭や地域社会との共通理解に基づく、連携・協力体制の整備・充実を図る。 (道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定等)
- (2) 地域教材及びその素材の保存と共有、地域の実態に応じた開発と活用に努める。

重 点 3

特別活動の充実

実践の強調点

1 話合いを生かした学級活動の充実

-) (1) 学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について、全教職員で共通理解を図る。
 - (2) 学級や学校における諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、実践する活動と振り返りの充実に努める。
 - (3) 生活や学習への適応及び一人一人のキャリア形成等について話し合い、意思決定し、他教科等と関連させながら、自己の課題の解決や社会参画意識の醸成を図る。

2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 学校生活上の諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、決めたことの実践と振り返りの充実に努める。
- (2) 児童会においては、高学年が中心となり全児童が異年齢集団による交流を図るよう、また、生徒会においては、ボランティアや社会的活動等を通して社会参画意識を醸成するよう、全教職員の適切な指導と学校の一貫した指導体制下での運営に配慮する。

3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実

- (1) 学校や地域の実態に応じて、他教科等と関連させながら、行事の種類ごとに、行事の重点化や行事間の関連・統合を図るとともに、学校の創意工夫を生かして、学校生活に秩序と変化を与える諸行事の充実に努める。
- (2) 学校行事の実施に当たっては、児童生徒が、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して学年や学校という、より大きな集団の一員であることを自覚し、人と人との触れ合いやつながりを深められるよう、事前・事後の指導の充実に努める。

4 協力して興味・関心を追究するクラブ活動の工夫(小学校)

- (1) 児童が具体的な活動計画を立てて役割分担し、必要に応じて話合い活動を行い、協力して運営ができるよう、指導の充実を図る。
- (2) クラブ活動の教育的意義について全教職員で共通理解を図り、各教科等と関連させながら、児童の興味・関心に応じてクラブを設置するとともに、活動の意義について発表したり、振り返ったりする活動の充実に努める。

5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

学習指導要領に基づき、全体計画及び年間指導計画について、全教職員で共通理解を深めるとともに、改善に努める。

体育・健康教育の充実

実践の強調点

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 児童生徒が自己の能力に適した課題を見付け、思考し判断しながら、課題を解決する学習過程となるように努める。また、児童生徒の運動量の確保にも十分配慮する。
- (2) 児童生徒が教育活動全体において、体力テストの結果等から明らかになった課題に取り組んだり、仲間とともに多様な運動に親しんだりできる場や時間を設定し主体的に体力を高める機会の確保に努める。また、家庭や地域社会、関係機関と連携し、運動の習慣化を図る。

(特2) 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実

- (1) 学校保健計画に基づき、児童生徒の心身の健康状態を把握して個人や集団の課題を明確にし、学校保健委員会等を機能させながら家庭や地域社会、関係機関と連携して、指導の充実に努める。
- (2) 児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、適切に意思決定や行動選択できるようにするために、保健教育の充実を図り、具体的な実践に結び付くように努める。

3 食に関する指導の充実

- (1) 給食の時間、特別活動、各教科等において、食に関する指導を関連付け、学習した内容を日常生活に生かせるような指導に努める。また、計画の立案から実施に至るまでの経過、手順や方法、成果等についての総合的な評価を行う。
- (2) 児童生徒の食物アレルギーの把握、食に関する危機管理のための体制整備等、衛生・安全面に十分配慮する。

◎4 安全管理及び安全教育の充実

- (1) 各学校の実情に応じた学校安全計画及び危機管理マニュアルの活用と評価・見直しができるよう、その内容を教職員間で共通理解する場や検討する場の設定をする。また、学校安全委員会等を機能させながら、家庭や地域社会、関係機関と連携して、児童生徒の安全を確保する体制の整備に努める。
- (2) 自他の生命尊重意識を基盤とし、身近にある危険を予測・回避し、安全に行動できるようにするための発達の段階に応じた指導の工夫に努める。

「◎ | ・・・ 命に関わる項目

重 点 5

生徒指導の充実

実践の強調点

🕸 1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実

- (1) 全教職員の共通理解の下に全校で取り組む重点的な指導事項を設定し、実践状況を確認するための場を定期的に設け、改善を図る。
- (2) 児童生徒の実態に応じた指導を行うために、事例研究・演習等を含めた校内研修を積極的に実施することにより、教職員一人一人の資質向上と、学校組織としての指導力向上を図る。
- (3) 近隣の小中学校、家庭、地域社会及び関係機関との協働的な指導体制を推進し、不登校・問題行動等の未然防止に努める。

2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実

児童生徒が主体的に取り組めるような場を工夫することにより、生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実を図る。

3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実

- (1) 日常的な関わり、個に応じた教育相談、アンケート調査などを通し、児童生徒の内面理解に努める。また、日常的な指導状況について教職員間及び保護者との確実な情報共有を図る。
- (2) 積極的に教育相談などを行うことで、児童生徒の悩みや不安を早期に把握し、不登校・問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (3) 個々の状況に応じて、外部専門家の活用を図り、児童生徒にとってより適切な支援となるよう努める。

◎4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの実現に向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動を推進する。
- (2) 外部専門家を活用した児童生徒の変化に関する情報について全教職員で素早く共有し、いじめに対してハートフルリーダーを中心として組織的対応と積極的な認知に努める。

「◎」・・・・命に関わる項目

キャリア教育の充実

実践の強調点

(特1 キャリア教育における指導体制の整備・充実

- (1) 学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを図る。
- (2) キャリア教育担当教師等を中心に、キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について全教職員で共通理解を図り、指導の充実に努める。

2 児童生徒が主体的にキャリア形成するための、「キャリア・パスポート」等を活用した指導の充実

- (1) 将来の夢や目標の実現に向け、学ぶこと、働くこと、生きることの結び付きについて考えたり、身の回りにある課題を解決したりするために、主体的な意思決定に基づいて協働的に活動する場を学級活動等の中に意図的に位置付けた指導に努める。
- (2) 児童生徒が自己理解を深め、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かすことができるよう、「キャリア・パスポート」等を活用した指導に取り組む。
- (3) 児童生徒一人一人の生活や人間関係、生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意思と責任で選択、決定することができるようにするためのキャリア・カウンセリングを、教育相談や二者・三者面談等の機会を通して計画的・継続的に実施する。

3 啓発的体験活動の充実

[小学校]

学級や学校、家庭や地域のために、身の回りの人と力を合わせ、工夫しながら役割を果たす活動に取り組ませ、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解を図る。

[中学校]

集団や社会のために、他者と協力し、自らの能力や適性を生かしつつ責任をもって役割を果たす活動に取り組ませ、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成を図る。

重 点 7

特別支援教育の充実

実践の強調点

1 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育に関する委員会等を設置し、児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行いながら、校内支援体制の充実を図る。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学校等の関係機関との連携を図りながら、 校内外の研修の充実による教職員の専門性の向上を図る。
- (3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画を基に教育課程を適切に編成し、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた組織的な支援に努める。

2 個別の指導計画等の活用による指導の充実

- (1) 共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となるよう、ねらいを明確にした、組織的な交流及び共同学習の実施に努める。
- (2) 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画等を基に、自立活動を中心とした指導内容及び指導方法を教職員間で共有し、指導の評価、改善を行い、障害の状態等に応じた指導の充実を図る。また、通常の学級に在籍する障害等のある児童生徒については、個別の指導計画等の作成に努め、教職員間の情報共有を図り、困難さに応じた指導の充実に努める。
 - (3) 個別の指導計画等を基に、校内及び校種間における引継体制の整備・充実を図る。

3 家庭や地域社会、関係機関との連携

- (1) 共生社会の形成に向けて、連携した支援を進めるために、家庭や地域社会へ特別支援教育に対する理解を促す。
- (2) 将来の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画等を基に、特別支援学校や福祉、医療、労働などの関係機関と連携した支援の充実を図る。

環境教育の推進

実践の強調点

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- (1) 環境教育の全体計画や年間指導計画を基に、全教職員で、環境教育を通して身に付けさせた い力の共通理解と協力体制づくりを図り、教科等間の関連を踏まえた指導の工夫に努める。
 - (2) 地域環境を共有する近隣の小・中学校が諸計画を交換したり、取組状況を報告したりしながら、地域の特色を生かした効果的で継続的な指導の工夫に努める。

2 環境に関わる体験活動の充実

- (1) 学習した内容が日常化につながるよう、体験活動の事前・事後指導の充実など、意識化・行動化に向けた指導の工夫に努める。
- (2) 環境保全に主体的に取り組む児童生徒を育成するため、家庭や地域社会と連携し、体験活動の充実を図る。

重 点 9

国際化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 我が国の伝統や文化に関する教育の充実を図るとともに、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を教材化し、全教育活動を通した計画的な指導に努める。
- (2) 自分たちの伝統や文化を大切に思う気持ちを育むとともに、我が国と諸外国のよさに気付かせ、異なった文化や考えをもつ人々とも互いによさを認め合い、尊重し合おうとする態度を育成するための指導を工夫する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- (1) 外国語指導助手などの効果的な活用及び各学年の領域(聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くこと)に応じた、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動の工夫・充実に努める。
 - (2) 小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導の工夫に努める。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 帰国児童生徒や外国人児童生徒に対して、年間を通した計画的・継続的な生活適応指導・日本語指導等の工夫に努める。
- (2) 異なった文化や習慣への理解を深めるため、外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者等との交流などを通して、世界への関心を高め、視野を広げる指導を工夫する。

情報化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成に向け、発達の段階や校種間の接続を踏まえた系統的な情報教育が展開されるよう、全体計画及び年間指導計画の見直しを図る。(特にプログラミング教育については、小学校ではプログラミングに関する学習活動を適切に位置付ける、中学校では技術・家庭科技術分野内容「D 情報の技術」において内容を充実させる。)また、各校の実態に即した教育情報セキュリティーポリシーの実施手順を策定し、共通理解を図る。
- (2) 全ての教員が、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒にICTの活用を指導する 能力、情報モラルなどを指導する能力等を身に付け、効果的に指導することができるよう、各 校の実態に応じて校内研修体制の充実に努める。

2 学習指導における I C T や各種統計資料等の効果的な活用

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各教科等の特質や内容に応じて、課題解決の ために必要な情報を得たり、情報を整理・比較したり、情報を発信・伝達したり等、ICTの 特性を生かした学習活動を学習過程に適切に位置づけて実施するように努める。
 - (2) 各教科等の学習活動の際は、ICTの活用に加え、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の効果的な活用に努める。

3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

- (1) 自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等、情報社会の特性と児童生徒の発達の段階や利用状況の実態に応じて、指導内容の見直しや更新を図り、計画的・継続的に指導するように努める。
- (2) 各教科等における指導及び生徒指導とも関連させた日常的な指導が行われるように指導体制を工夫する。また、指導の内容等について家庭との共通理解を図り、地域、関係機関等とも連携しながら指導するように努める。

重 点 11

研修の充実

実践の強調点

1 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1) 管理職のリーダーシップの下、全教職員が同僚性を発揮し、所属学年・専門教科の枠を越えて、日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実を図る。
- (2)「教員等の資質の向上に関する指標」の趣旨や内容の周知を図り、専門職として調和の取れた研修及び一人一人が資質の向上に具体的に取り組める研修体制の整備を推進する。

2 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1) 全教職員の参画意識を高め、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法を明確にし、より実践的な研究に取り組む。
- (2) 児童生徒の変容を具体的な姿で評価・検証し、研究で得た成果や課題を一般化することで授業改善に生かし、日常の実践につなげる取組を工夫する。

3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- (1) 全教職員で学習指導要領の趣旨と内容の十分な理解を踏まえ、自校の実態に応じた教育課程の編成・実施・評価・改善を図り、実践的研究の充実に努める。
- (2) 特色ある教育活動の充実を目指し、地域の教育資源や学習環境の活用を図る。

複式教育

充実のために

1 校内体制の整備・充実

- (1) 複式指導についての研修を全校体制で計画的に実施し、日常の授業改善に努める。
- (2) 他学年との「合同学習」や他校との「集合学習」「交流学習」の場を、明確なねらいの下に 一層積極的に設定し、社会性や向上心の育成に努める。

2 実情に即した年間指導計画の作成

複式指導を一層充実させるために、二つの学年の学習内容の関連を考慮して、単元の配列を工夫するなど、見通しをもった年間指導計画を作成する。変則複式が設置される学校は、単元の組合せや時間配当の工夫に努める。

3 学習指導の工夫・充実

- (1) 1単位時間の授業において、学習内容の焦点化を図った間接指導、ねらいに迫る発問により深まりのある交流となる直接指導に努める。
- (2) 間接指導の充実を図るために、学習の手順・方法や話合いの仕方等を、一人一人の児童生徒の実態に応じて身に付けさせるとともに、ガイドの育成、ワークシートやヒントカード、教室環境等の工夫、ICTの効果的な活用に努める。
 - (3) 相手意識を明確にした発信をしたり、上学年の内容に触れたり、既習内容を振り返ったりする機会をつくるなど、授業の中での異学年交流の場の設定を工夫する。

活用してほしい資料一覧

1-1 授業の充実

○言語活動の充実に関する指導事例集

~思考力、判断力、表現力等の育成に向けて~【小学校版】

(平成23年10月 文部科学省)

○言語活動の充実に関する指導事例集

~思考力、判断力、表現力等の育成に向けて~【中学校版】

(平成23年5月 文部科学省)

○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料「各教科等」〔小学校、中学校〕

(令和2年 国立教育政策研究所)

○教員向けパンフレット「スタートカリキュラム スタートブック」

(平成27年1月 国立教育政策研究所)

○主体的に学ぶ力を育む授業改善ハンドブック

(平成29年3月 青森県教育委員会)

○発達や学びをつなぐスタートカリキュラム ~スタートカリキュラム導入・実践の手引き~

(平成30年3月 国立教育政策研究所)

○平成24・25年度小学校学習指導要領実施状況調查報告書 (平成30年3月 国立教育政策研究所)

○平成25年度中学校学習指導要領実施状況調査報告書 (平成30年3月 国立教育政策研究所)

○新しい時代を主体的に切り拓く小・中学生育成支援事業 平成30年度「改善シート」事例集

~学校課題解決に向けたPDCAサイクルの確立をめざして~

(平成30年3月 青森県教育委員会)

○平成30年度全国学力・学習状況調査活用事例集

(平成31年3月 文部科学省)

〇新しい時代を主体的に切り拓く小中学生育成支援事業 研究実践校報告書集

(平成31年3月 青森県教育委員会)

〇令和4年度全国学力・学習状況調査報告書〔小学校、中学校〕 (令和3年 国立教育政策研究所) https://www.nier.go.ip/21chousakekkahoukoku/ https://www.nier.go.jp/jugyourei/r03/index.htm

○「学習評価の在り方ハンドブック」小・中学校編

○学びの質を高める授業スタンダード

○使ってみよう学力調査 調査問題活用の参考資料

○学びの質を高める授業スタンダード(実践編)

○令和4年度学習状況調査実施報告書

(令和元年6月 国立教育政策研究所)

(令和2年3月 青森県教育委員会) (令和2年10月 国立教育政策研究所)

(令和3年3月 青森県教育委員会)

(令和3年12月 青森県教育委員会)

1-2 総合的な学習の時間の充実

○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編) (令和3年3月 文部科学省)

○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編) (令和4年3月 文部科学省)

2 道徳教育の充実

○小学校道徳読み物資料集

(平成23年3月 文部科学省)

○中学校道徳読み物資料集

(平成24年3月 文部科学省)

○道徳教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」(小学校編)及び(中学校編)

(平成25年3月 青森県教育委員会)

○私たちの道徳 活用のための指導資料〔小学校編・中学校編〕

(平成26年11月 文部科学省)

○道徳教育アーカイブ ~実践事例について~

(平成4年6月 文部科学省)

https://doutoku.mext.go.jp/

○新型コロナウィルス~差別・偏見をなくそうプロジェクト~ (令和3年4月 日本学校保健会)

https://stop-discrimination.hokenkai.or.jp/

3 特別活動の充実

○みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)

(平成30年12月 国立教育政策研究所)

○学級・学校文化を創る特別活動(中学校編) (平成28年3月 国立教育政策研究所)

(令和4年3月 国立教育政策研究所) ○小学校特別活動映像資料学級活動編

4 体育・健康教育の充実

【体育関係】

○小学校体育(運動領域)まるわかりハンドブック (平成23年3月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第1集「剣道指導の手引」参考資料 (平成22年3月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引」(三訂版) (平成25年3月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引」(三訂版) (平成26年3月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第7集「体つくり運動」(改訂版) (平成24年7月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」 (平成22年3月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第9集「表現運動系及びダンス指導の手引」 (平成25年3月 文部科学省)

○学校体育実技指導資料第10集「器械運動指導の手引」 (平成27年3月 文部科学省)

(平成30年12月 青森県教育委員会) ○運動部活動の指針

〇小学校体育(運動領域)指導の手引~美しく身に付く体育授業~ (令和4年4月 文部科学省) 【学校保健関係】

○「未来を担う子ども健康生活推進事業」健康副読本

(平成24年2月 青森県教育委員会)

○薬物乱用防止教室マニュアル [26 改訂]

(平成27年3月 日本学校保健会)

○がん教育推進のための教材

(令和3年3月一部改訂 文部科学省)

○がん教育推進のための教材 補助教材

(令和3年3月一部改訂 文部科学省) (令和3年3月一部改訂 文部科学省)

○外部講師を活用したがん教育ガイドライン

○改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引

(平成31年3月 文部科学省) (令和2年3月 文部科学省)

○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引

【食に関する指導関係】

○栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ~チーム学校で取り組む食育推進のPDСA~

(平成29年3月 文部科学省)

○学校におけるアレルギー疾患対応指針

(平成30年2月 青森県教育委員会)

○食に関する指導の手引 第二次改訂版

(平成31年3月 文部科学省)

【学校安全関係】

○防災安全の手引(二訂版)

(平成26年3月 青森県教育委員会)

○第2次学校安全の推進に関する計画

(平成29年3月 文部科学省)

○学校の危機管理マニュアル作成の手引き

(平成30年2月 文部科学省)

○学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

(平成31年3月 文部科学省)

○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン+学校安全推進のための教職員向け (令和4年2月 文部科学省) 研修・訓練実践事例集

5 生徒指導の充実

○教師が知っておきたい子どもの自殺予防

(平成21年3月27日 文部科学省)

○生徒指導支援資料 1~7

(平成21年6月~ 国立教育政策研究所)

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

(平成22年3月 文部科学省)

○生徒指導の役割連携の推進に向けて 小学校編

(平成22年3月 国立教育政策研究所)

○生徒指導の役割連携の推進に向けて 中学校編

(平成22年3月 国立教育政策研究所)

○「生徒指導リーフ」シリーズ Leaf1~22、増刊号

(平成24年4月~ 国立教育政策研究所)

〇子供に伝えたい自殺予防 - 学校における自殺予防教育導入の手引 - (平成26年7月 文部科学省)

○いじめ問題に対する取組事例集

(平成26年11月 文部科学省)

〇いじめ防止のためのリーフレット「大切な仲間だから」 (平成27年3月 青森県教育委員会)

○いじめのない学校づくり取組事例集

(平成28年3月 青森県教育委員会)

○いじめ対応の手引き

(平成31年3月 青森県教育委員会)

〇ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットで キズつけない キズつかない」

(令和元年7月 青森県いじめ問題対策連絡協議会)

○保護者や地域からの要望等への対応の手引き

(令和3年7月 青森県教育委員会)

○生徒指導提要

(令和4年12月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf

○いじめに対する理解を促す動画教材

(令和4年6月 文部科学省)

6 キャリア教育の充実

○進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料

(平成21年3月~ 国立教育政策研究所)

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html#sinro

〇小学校 キャリア教育の手引き〈改訂版〉

(平成23年5月 文部科学省)

〇中学校 キャリア教育の手引き

(平成23年3月 文部科学省)

〇生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉

(平成24年3月 青森県教育委員会)

○生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈実践編〉

(平成26年3月 青森県教育委員会)

○キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 キャリア・パスポート特別編 1~6

(平成30年5月~ 国立教育政策研究所)

○「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 平成30年度版

(令和元年5月 国立教育政策研究所)

- ○あおもりっ子キャリア・パスポート〜明日へのかけ橋〜 (令和2年1月 青森県教育委員会) https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/kyaria pasupoto.html
- 〇令和元・2年度地域と連携したキャリア教育推進事業 キャリア形成育成プログラム 指導事例集 (令和3年3月 青森県教育委員会)

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/career.pdf

7 特別支援教育の充実

○特別支援教育コーディネーター実践ガイド

(平成18年3月 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所)

○「特別支援教育支援員」を活用するために

(平成19年6月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf

○小・中学校の特別支援教育を支えるための情報ガイド

(平成20年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)

○特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック

~特別支援学級・通級指導学級・通常の学級~

(平成27年3月 青森県教育委員会)

○小・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー

(平成28年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)

https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/11519/20160411-131708.pdf

○発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

~発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために~

(平成29年3月 文部科学省)

○交流及び共同学習(居住地校交流)の手引き

- 障害のある子どもが地域で共に学び共に育つために - (平成29年3月 青森県教育委員会)

○青森県教育支援ファイル

(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」) 作成の手引き 改訂版

(平成30年3月 青森県教育委員会)

○交流及び共同学習ガイド

(平成31年3月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm

○初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

(令和2年3月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html

〇時々サクッと読み返したくなる特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A

(令和4年1月 青森県総合学校教育センター)

http://ts.edu-c.pref.aomori.jp/index.php?key=mukv4hxve-212#_212

○障害のある子供の教育支援の手引

~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

○特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック

(令和4年3月 青森県教育委員会)

○青森県子どもの発達支援ガイドブック

(令和4年3月 青森県教育委員会)

http://cms.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/svofuku/files/aomorihattatsu_guide.pdf

8 環境教育の推進

○授業に活かす環境教育

(平成21年5月 環境省総合環境政策局環境教育推進室)

http://eco.env.go.jp/lib/env/nerai/index.html

○環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕

(平成26年10月 国立教育政策研究所)

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_e.pdf

〇北東北三県共通環境ワークブック「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」

(平成31年2月 青森県・秋田県・岩手県)

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo_kankyoworkbook.html

○こども環境白書2019

(平成31年2月 環境省)

https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h30/index.html

○環境教育指導資料〔中学校〕

(平成28年12月 国立教育政策研究所)

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/20170215.pdf

○環境学習Station 環境教育に役立つサイト

(環境省)

https://www.eco.env.go.jp/lib/class/

○環境教育教材「みんなで変える地球の未来~脱炭素社会をつくるために~」

(令和4年3月 環境省)

9 国際化に対応する教育の推進

○小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック

(平成29年6月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm

○中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック

(平成30年3月 青森県教育委員会)

〇青森県版中学校英単語集 VERSION V

(平成30年6月 青森県教育委員会)

○中学校外国語科移行期間における教師用指導資料

(平成31年3月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1414459.htm

○小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック

(平成31年3月 青森県教育委員会)

○外国人児童生徒受入れの手引改訂版

(平成31年3月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○外国人児童生徒等の教育の充実について (報告)

(令和2年3月 文部科学省)

○外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

(文部科学省)

https://casta-net.mext.go.jp

○外国語教育はこう変わる!

https://www.youtube.com/playlist?app=desktop&list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f (文部科学省)

10 情報化に対応する教育の推進

- ○情報化社会の新たな問題を考えるための教材〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉 https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm (令和 2 年 文部科学省)
- ○小学校プログラミング教育の手引き(第三版) (令和2年2月 文部科学省) https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm

- ○教育の情報化に関する手引 追補版 -(令和2年6月 文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- ○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料 (令和2年9月 文部科学省) https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/zyouhou/mext 00915.html
- ○インターネットトラブル事例集(2022年版)

(令和3年 総務省)

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/torouble/

○小学校を中心としたプログラミング教育ポータル

(文部科学省、総務省、経済通産省)

https://miraino-manabi.mext.go.jp

OStuDX Style スタディーエックス スタイル

(文部科学省)

(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/studxstyle/

○教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

(令和4年3月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20220304-mxt_shuukyo01-100003157_1.pdf

○子供の学び応援サイト~学習支援コンテンツポータルサイト~ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

11 研修の充実

○言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】

(平成22年12月 文部科学省)

○言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】

(平成23年5月 文部科学省)

○校内研修活性化のためのアイデアブック

(平成28年3月 青森県総合学校教育センター)

○校内研修活性化のためのツールブック

(平成29年3月 青森県総合学校教育センター)

○教職員の学び応援ページ

(独立行政法人 教職員支援機構 NITS)

https://www.nits.go.jp/service/manabi/

12 複式教育

○第34集 へき地・複式教育ハンドブック (事例編) (平成21年3月 青森県教育委員会)

○第35集 へき地・複式教育ハンドブック (授業実践編) (平成23年3月 青森県教育委員会)

○第36集 へき地・複式教育ハンドブック (算数科編) (平成25年3月 青森県教育委員会)

○第37集 へき地・複式教育ハンドブック (国語科編) (平成27年3月 青森県教育委員会)

○第38集 へき地・複式教育ハンドブック (社会科・理科・生活科編)

(平成29年3月 青森県教育委員会)

○第39集 へき地・複式教育ハンドブック (一般編)

(平成31年3月 青森県教育委員会)

○第40集 へき地・複式教育ハンドブック (事例編)

(令和4年3月 青森県教育委員会)

13 その他

○コミュニティ・スクール 2018 ~地域とともにある学校づくりを目指して~

(平成30年9月 文部科学省)

○これからの学校と地域~コミュニティ・スクールと地域学校協働活動~

(令和2年3月 文部科学省)

〇コミュニティ・スクールのつくり方~「学校運営協議会」設置の手引き 令和元年度改訂版~

(令和2年10月 文部科学省)

○今がその時!みんなでつくる地域学校協働活動-地域学校協働活動ハンドブックー

(平成31年3月 青森県教育委員会)

○地域学校協働活動パンフレット

(令和元年7月 文部科学省)

○つながろう!ひろげよう!みんなでつくる地域学校協働活動 地域学校協働活動ハンドブック~実践編~

(令和5年1月 青森県教育委員会)

令和5年度 学校訪問実施要項

1 基本方針

学校訪問を通して、管内小・中学校の現状と教育的課題を把握し、指導・助言を行うことにより、教育活動の充実と教員の資質向上を図る。

2 学校訪問の実施

計画訪問及び要請訪問については、関係市町村教育委員会と協議の上実施する(ただし、 横浜町の小・中学校を除く)。

	要請訪問				- ⑤帯同訪問		
	①計画訪問	②研修	③教育課程等	④生徒指導等	少 衙門前間		
主な内容	○各学校における教育目標具現化に向けた構想についての共通理解○学校の教育課題の把握と取組に対する指導・助言○授業参観と教科指導に対する指導○「上北の教育」学校教育指導の方針と重点に係る説明	○研修計画に基 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	○ 対象・た 係修教援お助りマの教・た 係修教援お助け言に研ア支に・ 保修教援お助	○生徒取組導に 生徒取組導 を主 を主 を主 を主 を主 をは の をは で をは で を の に の も の に の も の に の の の に の の の に の の の に の の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の に の の に の の に の に の の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に	○十和田市、三 沢市、七戸町、 東北町の小・ 中学校各1校 の計画訪問へ の同行		
及実 が回 数期	各学校に対して、 5月から7 月までの間に1回 行う。	希望する学校に 対して、 2回 以 内で行う。 (更に要請した い場合には、相 談に応じる。)	ら3月までの間	必要に応じて、 随時行う。	市町村教育委員会の計画による。		
日程	原則 9:00~16:00の必要な時間。	学校の計画による。	学校の計画による。	学校の計画による。	市町村教育委員会の計画による。		
準備資料	ア 学校経営・運営の重点に 関する資料 イ 指導案(A4判1枚程度) ウ 方針と重点に係る取組状 況(一覧) エ その他必要と思われる資料	指導案等、研修 に必要な資料	目的に応じた資料	目的に応じた資料	市町村教育委員会の規定による。		
備	①について 当日の日程等を記した学校訪問計画書と準備資料のア〜ウを、訪問日の7日前までに必要部数(訪問者数+1部)を、事務連絡で教育課長宛てに「学校訪問資料」と封筒に朱書きして提出する。準備資料エは、当日までに準備する。 ②③④について 派遣依頼文書を、訪問日の3週間前、準備資料を7日前までに上北教育事務所長宛てに提出						
与	する。 (多について 準備資料(1部)を、事前に上北教育事務所担当者宛てに送付する。						

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

1 スクールカウンセラーについて

(1) スクールカウンセラー配置事業の目的

市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸課題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

(2) 計画的に派遣するスクールカウンセラー

スクールカウンセラー配置・派遣事業実施要項に基づき、管内全ての市町村立小・中学校に派遣する。

(3) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

ア派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育委員会にスクールカウンセラー緊急派遣申請書を提出する。

ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書(緊急派遣用)を3部作成し、派遣終了後(派遣期間が複数月にかかる場合は各月の最後の勤務が終了するごとに)、速やかに所管する市町村教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに教育事務所へ1部ずつ提出する。

工 庶務

スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償及び手当の支給並びに社会保険法、厚生年 金法に規定する保険料に関する手続は県教育庁学校教育課が行う。労働者災害補償保険 法に関する手続は、教育事務所が行う。

2 スクールソーシャルワーカーについて

(1) スクールソーシャルワーカー配置事業の目的

公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

ア派遣

スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項に基づき、必要に応じて教育事務所が 所管する小・中学校及び関係機関等にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、教育事務所にスクールソーシャルワーカー派遣申請書を提出する。

ウ 庶務

スクールソーシャルワーカーの報酬及び旅費(費用弁償)の支給並びに災害補償に関する手続きは、教育事務所が行う。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにおける手続き等の詳細については、市町 村教育委員会又は上北教育事務所担当指導主事までお問い合わせください。

特別支援教育巡回相談員の派遣について

1 趣 旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員(以下「巡回相談員」という。)を設置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所(園)及び認定こども園(以下「小・中学校等」という。)に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校の校内支援体制の充実を図るための制度である。巡回相談員は、小・中学校等からの要請に応じて訪問し、助言、援助等を行う。

2 巡回相談員の派遣

- (1) 派遣期間・・・原則として、6月~12月の平日午後
- (2) 派遣回数・・・原則として1校につき2回まで
- (3) 主な職務
 - ア 通常学級・特別支援学級担任等への助言・援助
 - イ 校内支援体制に関する助言・援助
 - ウ 特別支援教育に関する情報提供

(4) 留意事項

- ・上北教育事務所では、巡回相談員が計画的に訪問できるよう、提出書類の締切りを設定し、要請を取りまとめることとしている。ただし、巡回相談員の派遣は原則として随時行うものであり、必要に応じて、締切り以降でも要請を受け付けるので、<u>その際</u>は、上北教育事務所担当者に電話で連絡すること。
- ・<u>特別支援学級担任者が新担当者である場合は、原則として要請すること。</u>(校内で助言・援助等が可能な学校については、その限りではない。)
- ・1回の訪問で、複数の学級についての助言・援助は行わない。
- ・多面的・多角的な助言・援助のために、1回の要請に対して、複数名の相談員が訪問する場合がある。
- ・巡回相談員が児童生徒の変容や指導の状況等を的確に捉え、助言・援助等を行うため、 可能な限り、1校につき2回の訪問となるように要請すること。
- ・訪問終了後、巡回相談員から管理職に対して、助言等の内容を報告をする。その際、 管理職の他、児童生徒の指導に関係する職員等も積極的に参加し、情報共有に努める こと。
- ・巡回相談員の助言等の内容に基づき、特別支援教育校内委員会等での全職員による情報共有や校内支援体制の整備等、支援の充実を図ること。

3 要請手続き

- (1) 提出書類(様式のデータは、電子メールで各小・中学校に送付します。)
 - ア 特別支援教育巡回相談員の派遣要請書(様式第1-1号)
 - イ 特別支援教育巡回相談フェイスシート (様式第1-2号) ※対象の児童生徒毎に作成
- (2) 提出先及び部数

【管内小・中学校】→ 所管の<u>市町村教育委員会教育長宛て、各2部</u>提出 【三本木高等学校附属中学校】→ **上北教育事務所長宛て、各2部**提出

(3) 提出期限

4月20日前後

- (4) 留意事項
 - ・提出書類については、相談内容や児童生徒の状況等が具体的に分かるように記載すること。

4 派遣要請書提出後の流れ

- (1) 日時等の決定について
 - ア 5月上旬の巡回相談員連絡協議会で訪問校を決定
 - イ 派遣要請校の担当者と巡回相談員で連絡を取り合い、訪問日時を決定
 - ウ 上北教育事務所より関係小・中学校に訪問日時等を正式通知

(2) 留意事項

- ・イで、訪問日時を決める際は、要請校から先に巡回相談員に連絡すること。
- ・日時の急な変更がないようにすること。
- ・訪問日の前に、必要に応じて、電話やメール等により打ち合わせを行うこと。(助言を希望する事項、当日の準備物、日程の確認など)

5 訪問終了後の提出書類

- (1) **提出書類**(様式のデータは、電子メールで各小・中学校に送付します。) 巡回相談員活用報告書(様式3)
- (2) 提出先及び部数

【管内小・中学校】→ 所管の市町村教育委員会教育長宛て、1部提出

→ 上北教育事務所長宛て、2部提出

【三本木高等学校附属中学校】→ **県教育委員会教育長宛て、1部提出**

→ 上北教育事務所長宛で、1部提出

(3) 提出期限

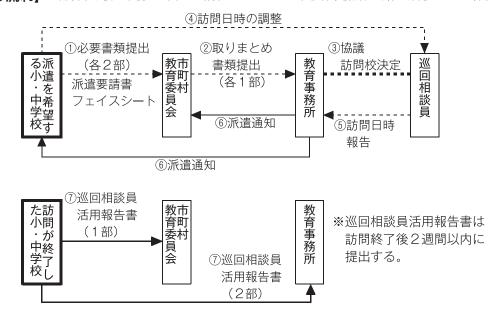
訪問終了後2週間以内

- (4) 留意事項
 - ・<u>訪問日ごとに、活用報告書を提出すること。</u>(2回訪問の場合は、それぞれの訪問日の2週間以内に提出すること。)

6 その他

- ・巡回相談員の学校を訪問して授業を参観したり、指導を受けたりすることもできる。(学校配分旅費)
- ・巡回相談員の訪問に係る旅費は上北教育事務所が負担する。

【手続き等の流れ】 ※附属中学校は手続きが異なる場合があるので、上北教育事務所担当者と確認しながら行うこと。



特別支援教育専門家チームについて

1 特別支援教育専門家チーム設置要項(抜粋)

〇 設 置

公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を、専門的立場から支援するとともに、各校の校内支援体制の整備及び支援の充実を図るために、専門家チームを設置する。

○ 委 嘱

専門家チームの委員は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が委嘱する。

- (1) 大学教員 (2) 県教育委員会指導主事 (3) 学識経験者
- 〇 職 務

専門家チームは、次の職務を行う。

- (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導内容・方法、学級経営等に関する学級担任等への助言・援助
- (2) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校内支援体制の整備に関する助言
- (3) 発達障害等の障害理解や支援に関する情報提供及び理解啓発
- (4) その他発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の校内支援体制に関すること
- 派遣要請(公立幼稚園、小学校、中学校の場合) 公立幼稚園長、小・中学校長は、<u>設置者である市町村教育委員会を通して特別支援教育</u> 専門家チーム派遣要請書(第1号様式)により、県教育長へ派遣を要請するものとする。
- 〇 派 遣

県教育長は、専門家チームの派遣要請を受け、必要と認める場合、専門家チームの委員を公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣するものとする。

○ 派遣に関する旅費 専門家チームの委員の派遣旅費は、県教育庁学校教育課が負担する。

2 専門家チームの派遣手続き

(1) 公立小・中学校

公立小・中学校の校長は、専門家チームの助言等を必要とする場合は、<u>専門家チーム派</u> 遣要請書(第1号様式)を市町村教育委員会教育長へ3部提出すること。

(2) 市町村教育委員会

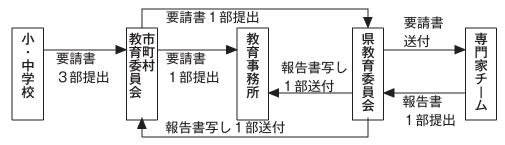
市町村教育委員会は、公立小・中学校から<u>提出された要請書3部のうち、それぞれ各1</u>部を県教育委員会教育長及び教育事務所長宛てに提出すること。

また、もう1部は市町村教育委員会で保管すること。

(3) 専門家チームの報告書について

県教育委員会は、専門家チームから提出された報告書の写しを、関係する市町村教育委員会教育長及び教育事務所長宛て送付する。

市町村教育委員会及び教育事務所は、報告書を保管すること。



※ 専門家チーム派遣要請書(第1号様式)の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。

事故、感染症等の報告

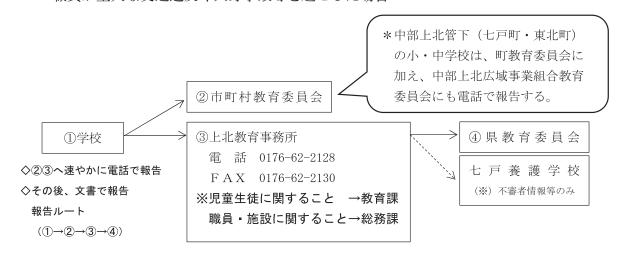
1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合

「主な事故等」

各種事故、事件、違反、生徒指導上の問題行動等 火災、地震、台風、津波、弾道ミサイル等 左記に関し、以下(1)又は(2)の どちらに当たるかを判断し報告 する。

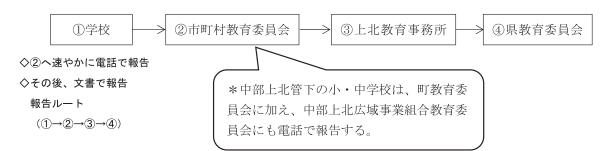
(1) 緊急を要する場合

- *自然災害等により、人的被害や学校施設等に甚大な被害があった場合、臨時休業や時間短縮の措置をとった場合
- *重大な事故や事件等が発生し、緊急車両等を要請した場合
- *職員が重大な交通違反や人身事故等を起こした場合



(2) 緊急を要しない場合

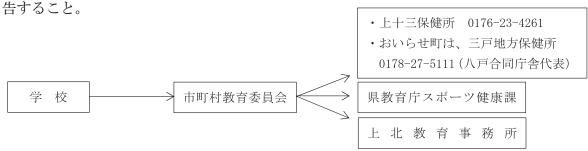
- *自然災害等により、学校施設等に被害があった場合 震度5弱以上(※)の地震の場合は、<u>被害なし</u>でもその旨を速やかに報告する。 (※各市町村における震度)
- *軽微な事故等が発生し、緊急車両等を要請した場合
- *職員が軽微な交通違反や物損事故等を起こした場合



2 感染症、食中毒等の場合

下記 $(1)\sim(4)$ について、**生命に関わる症状を呈した場合や報道発表が予想される場合**は、学校から上北教育事務所にも、直接電話で報告する。その上で、文書報告については、 $(1)\sim(4)$ に記載の方法による。

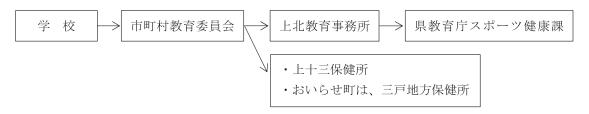
(1) 新型コロナウイルス感染症・集団かぜ(インフルエンザ様症状)の発生時 学校において集団的な措置(臨時休業等)をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること



- ① 学校で「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、PDFを作成後、 市町村教育委員会へ電話で報告する。
- ② 市町村教育委員会は、保健所、県教育庁スポーツ健康課及び上北教育事務所へ電話で報告する。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への対応等については、随時見直しを行っているため、常 に最新の情報に注意すること。

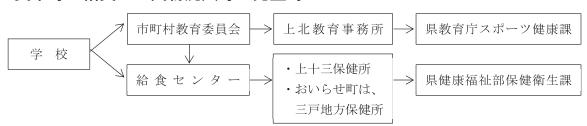
(3) 麻しん・風しんの発生時

欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



- ① 電話で一報を入れた後、FAX又はメールで様式1 (P36) を提出する。
- ② 集団的な措置(臨時休業等)をとる場合、電話で一報を入れた後、FAX又はメールで様式 2-1 (P37)を提出する。
- ※「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力は、確定診断後にお願いします。

(3) 食中毒・給食への異物混入等の発生時

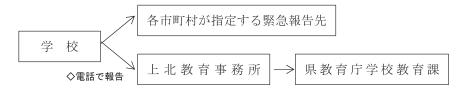


電話で一報を入れた後、把握している範囲で様式 (P38) に情報を記入し、FAX又はメールにて速やかに報告する。

※ (1)~(3)について、上記の報告ルートを基本とするが、各市町村のマニュアルを優先する。

3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合

- *学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合
- *学校の敷地内で死亡している野鳥などを発見した場合



◇留意事項

- ① 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。また、死亡していた野鳥が検査対象外であっても、処理後は発見場所を消石灰(水酸化カルシウム)で消毒すること。
- ② 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにするため、放し飼いをしない、飼育施設に糞尿の落下を防ぐ屋根を設ける等の適切な措置を講じること。

4 その他

クマ、大型のイヌ、サルなどの鳥獣類の出現により、<u>臨時休業や集団下校などの措置を講</u> じた場合は、速やかに市町村教育委員会及び上北教育事務所へ電話で報告する。

送 付 票

あて											
	<u>学校</u>	• 保育原	斤名								
	<u>所</u>	在	地								
	雷	話番	믕								
											_
患者居住地	<u>14</u>	<u>当</u>	<u>者</u>						(市・日	町・木	 _
学年(年齢)・性別				年(歳)			男	•	女
麻しん・風しんワクチン接種歴		あり		•	なし	•	不明				
発症年月日					令和	年	月	日			
最終登校年月日					令和	年	月	日			
医療機関受診の有無			医療)	
診断年月日					令和	年	月	日			
主症状 (該当するものに〇をして下さい)		1、 5、	発熱	; 充血	2、咳			くしゃみ)		
通学・通園(所)方法 (該当するものに〇をして下さい)		2、 3、 4、	徒歩、 自動車 ボスの その	車(E ((运車 自動2輪	も含む) 総 総		駅~ ~		駅)))	
クラブ・部活動等の状況											
備考:											

様 式2-1 (麻しん・ 風しん)の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立		学校	校長名					電話			
届出年月日	年	月 日	()	担当者名	3			F	AX	_	_	
措置対象集団 (措置がとられ 学級が複数の				象の学年、	B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)							
A 在籍者数				名	学年組		在籍数	患者数	欠席者数 (出籍止者数)		遅刻・早退	
B 患者数 炊席・	遅刻・早退を含む)			名					(HWI)	120/		
C 欠席者数 名 (再掲:出席停止者数) (名)				年	組			()			
D 遅刻・早退者数					年	組						
ま者数、欠	名により		ИП			()					
計上すること。 (1)患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及びり患登校者数を含め計上する。 (2)欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんで						組			()		
(3)出席停」 止とされた (4)出席停」	た児童・生徒 上とされた児	森しん・風 (がいる場合 童、生徒に [*]	しんにより に再掲す	り出席停 る。	年	組			()		
(様式1)	についても	報告する。			計				()		
	1 学校閉鎖				月	日	~ [3				
※措置状況 対象及び	2 学年閉鎖	貨 ((年) 年) 年)	月 月 月	日日日日	~ E	3 3 3				
期日	3 学級閉鎖	貨 (((年 年 年 年	組) 組) 組) 組)	月月月月月	日 日 日 日	~ E	3 3 3				
※ 学校医の	D指導	、 受けた	· ·	受けてい								
※ 保健所へ	への連絡	連絡した (市町村立学		連絡してして ては市町村教		・県立	学校について	ては県教育委	長員会が記	込す	る)	

[※]該当事項を〇で囲み、必要事項を記入する。

食中毒・経口感染症等の報告(市町村立)

		T ##		٠ - ١٠)	木业。	-7 - 1		<u>. </u>	(113 H) 1.	<u>. </u>		
幸	录 <u>告</u>	者	発信日即	寺 수	3和 全	Ę ,	7	E	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	分	(第	報)
	(教育事務	所)	発信者	š		教育事	务所	(職	·氏名)			
			緊急連絡	各先	(TEL)				(FAX)			
幸		者	発信日距	寺 수	3和 全	₹ J	₹	E	時	分	(第	報)
(市)	町村教育	委員会)	発信者	š		教育委員	員会	(職	·氏名)			
	$\hat{\Omega}$		緊急連絡	各先	(TEL)				(FAX)			
報告者			発信日阳	寺 수	3和 全	₹ J	₹	E	時	分	(第	報)
	(学校	ኒ)	発信者	旨	<u> </u>		学	<u>-</u> 校	(職·氏名)			
			緊急連絡	各先	(TEL)				(FAX)			
学	单 校	名		立		<u> </u>	学校	7	校長名			
肴	生 目	時	令和		年	月	B	()			
		複数に	児童生	上徒の罹	建患状況 (月		日芽	見在)	お	もな症	
		場合は に記載	欠师	欠席者		患者	延べ		症状はある	※該当	箇所に	0
児童	学年	在籍	入院	通院	通院	合計	患者		が通院して いない	腹	痛・下	痢
児童生徒の罹患	1										気・お	
の歴	2									─ 発 熱・st _ その他のst		
患・	3											戊)
通	4											J
通院の状況	5									5 24€ /	# ~ # :	·
況										光:	生の状況	兀
	6											
	計											
	学校医6 指示事项											
措置	学校がる 措置	とった										
状 況		教育委員 った措置										
	保健所の	の指示										
その 事項	他参考と	なる										

[※]学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。

教 育 課 (社会教育)

社会教育行政の方針と重点	41
学校の教育活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設	45
令和5年度 教育委員会(社会教育関係)訪問実施要項	49

※子どもの表記は、青森県の社会教育行政の方針と重点に基づいている。

社会教育行政の方針と重点

この社会教育行政の方針と重点は、青森県教育委員会の「青森県教育施策の方針」「社会教育行政の方針と重点」「文化財保護行政の方針と重点」「体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」をもとに、管内市町村の現状と課題を踏まえて設定したものである。

方 針

地域住民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、 豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつ くり出す社会教育の推進に努める。また、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保 存・活用と健やかで活力に満ちた生活を送ることができる生涯スポーツの推進に努 める。

人生100年時代、Society5.0の到来、DX*の急速な進展、様々な感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、予測困難な時代において、一人一人が変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的に生きていくことが求められている。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、社会の変化や課題を踏まえた、生涯学習・社会教育の在り方を検討し、令和4年8月に、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて」として議論の整理を取りまとめている。その中で、都道府県は、域内市町村の実態を把握し、関係部局と連携しつつ、広域での情報共有の支援や研修等を実現することが望まれる。市町村においては、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に向けた取組を地域住民の学習活動の支援を通じて推進することが求められる。また、その際、それぞれの地方公共団体において、生涯学習・社会教育の振興につながる知見の共有がより一層進められることが期待されると述べられている。

さらに、第15期青森県生涯学習審議会では、令和4年10月に、青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方について、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、全ての県民が生涯を通じて学ぶことができる環境づくり、ICT等の新しい技術を活用した学びの在り方、学びと活動の循環の促進について効果的に取り組んでいくことが重要であるとして答申をまとめている。

管内の社会教育の状況としては、住民のニーズに応じた学びの機会とその成果を生かす機会を意図的に設けた社会参加活動が充実してきていることが特徴的である。しかし、一方で、地域学校協働活動のさらなる促進、地域の若者が参加できる実践的な育成プログラム、生涯学習講座等の参加者の高齢化・固定化等の課題もあることから、今後も、誰一人取り残さない包摂的で持続可能な地域社会の実現のため、管内市町村の関係機関、団体等と連携を図りながら、社会教育を推進していくことが重要である。

以上のことから、上北教育事務所では、県の社会教育行政、文化財保護行政及び体育・健康・スポーツ行政を基に「学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成」「活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成」「生涯を通じた学びと社会参加の推進」「社会教育推進のための基盤整備」「文化財の保存・活用と伝統芸能の継承」「スポーツの推進」の6項目を重点として取り組むこととした。加えて、その充実のために、管内各地域の現状と課題を踏まえながら、各重点の実践の強調点を設定した。

*DX:デジタルトランスフォーメーションの略称(ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念のことを指す。)

重点1(社会教育)

学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

実践の強調点

1 地域学校協働活動の促進

地域全体で、未来を担う子どもたちの成長を支えられるよう

- (1) 地域と学校の連携・協働体制の整備と地域学校協働活動の普及啓発を図る。
- (2) 地域の企業や関係機関、高等学校、大学等と連携し、キャリア教育支援活動の充実を図る。

2 家庭教育支援の充実

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高められるよう

- (1) 学校や関係機関と連携し、子育てに関わる学習機会の充実を図る。
- (2) 家庭教育支援チーム等と身近な地域における家庭教育支援活動をサポートし、連携を図る。

3 青少年の体験・読書活動の推進

青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促せるよう

- (1) 学校や関係機関と連携し、体験活動を通した異年齢交流や世代間交流を推進する。
- (2) 各種読書団体や学校等と連携・協力しながら子どもの読書活動推進体制を整備するとともに、必要に応じて市町村推進計画の見直しを図る。

重点2(社会教育)

活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

実践の強調点

1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

地域活動に取り組むリーダーを養成できるよう

- (1) 地域住民に対して、地域の諸活動に関する情報について積極的な周知を図る。
- (2) 関係機関と連携するなどして、人財交流の場や研修会等を開催する。

2 次代の地域を担う若者の育成

地域の活力を将来にわたって持続させられるよう

若者の関心・ニーズを捉えたイベントに参画させるなど、実践的な育成プログラムの設計と実践を図る。

3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

人財相互のネットワークを形成できるよう

- (1) 気軽に参加し学び合う場を設け、交流を促進する。
- (2) 地域学校協働活動や公民館等において、地域住民の連携・協働した取組の充実を図る。

4 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

住民の主体的なキャリア形成を促せるよう

学び直しに関する国の動向、各機関の学習機会や支援の取組、連携・協力体制等についての情報 を広く発信する。

重点3(社会教育)

生涯を通じた学びと社会参加の推進

実践の強調点

1 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実

住民が生涯を通じて主体的に学べるよう

- (1) 大学や企業、NPO等の関係機関と連携し、住民の多様なニーズに応じた学びの機会の充実を 図る。
- (2) 地域課題に応じた学習機会・学習情報の提供、学習相談の充実等を図る。

2 学習成果を生かした社会参加活動の支援

暮らしやすく、心豊かに過ごせる地域となるよう 地域行事への参画など、学習の成果を生かす機会を設け、継続した活動の支援を図る。

重点4(社会教育)

社会教育推進のための基盤整備

実践の強調点

1 社会教育推進体制の充実

「人づくり」の観点から、学習機会を創り出すことができるよう

- (1) 中・長期の展望をもった社会教育計画を策定し、定期的な評価・見直しを行い、事業改善を図る。
- (2) 学校教育行政・関係機関・団体との連携協力体制の強化を図り、地域に根ざした社会教育の推進を図る。

2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会を構築できるよう

- (1) 地域課題解決のために学習活動・地域貢献活動・公共活動の拠点機能の強化・充実を図る。
- (2) 事業の自己評価を行い、改善した点を効果的に周知する。

3 社会教育関係職員の養成と資質の向上

住民が地域で主体的に教育・学習活動に取り組むことができるよう

- (1) 社会教育主事や図書館司書、学芸員等の資格取得講習への計画的派遣を推進する。
- (2) 各種研修への計画的な参加を推進する。

4 社会教育関係団体等の活動の支援

社会教育関係団体等が住民の生活を充実させ、地域をより良くする活動ができるよう社会教育関係団体等の求めに応じ、具体的な指導・助言や情報提供を行う。

重点5(文化財保護)

文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

実践の強調点

1 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えられるよう

- (1) 地域の文化財を大切にし、後世に守り伝えようとする意識の啓発を図る。
- (2) 文化財の保護・保存に係る人財の育成を図る。

2 文化財の公開・活用

住民が、文化財に興味・関心を持ち、気軽に親しめるよう

- (1) 地域の文化財の公開・活用に向けた取組の一層の充実を図る。
- (2) 多様なメディアを活用した積極的な情報発信を図る。

3 伝統芸能・技術の継承

地域で育まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術を次代に継承できるよう

- (1) 後継者の育成・支援と発表機会の一層の充実を図る。
- (2) 伝統芸能伝承活動を一層推進する。

4 博物館等施設の機能の充実

住民が、文化財に触れ、体験・体感できる機会を充実させられるよう

- (1) 魅力ある展示にするための工夫と、積極的な情報発信を図る。
- (2) 博物館のもつ機能を生かした、教育普及活動の充実を図る。

重点6(スポーツ)

スポーツの推進

実践の強調点

1 スポーツ参画人口の拡大

住民が、いつでも、どこでも、いつまでも安全かつ気軽にスポーツ活動に参画できるよう

- (1) ライフステージに応じたスポーツプログラムの一層の充実を図る。
- (2) スポーツや運動に親しむことのできる環境づくりを推進する。
- (3) 総合型地域スポーツクラブ設立・運営に関する支援を図る。
- (4) 地域のスポーツ活動を支える人財の育成と活用を図る。

2 スポーツを通じた活力ある社会の実現

地域の元気づくり・活力の創出に資するよう

- (1) 保護者と子どもが一緒に参加できるスポーツ教室等の充実を図る。
- (2) 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの広報活動の支援を図る。
- (3) 地域の特色や資源を生かしたスポーツイベント等の充実を図る。

3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

スポーツに対する興味関心を高め、勇気や感動を与えるアスリートを育成できるよう

- (1) スポーツ関係団体と協力し、スポーツに取り組む子どもの発掘を推進する。
- (2) 選手の多様なニーズに対応し、スポーツ・イングリティ(※)を確保できる指導者の発掘・育成を図る。
- (3) スポーツ関係団体の支援を図る。
- (※) スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百 長、賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンス(統治能力)の欠如等が ある。

学校の教育活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設

※説明(届出 - 事前に届け出れば当日説明が可能)、資料 (○-パンフレットなどの資料がある場合)

市町村	施 設 名 (担当課)	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉
	市民図書館		届出	0	施設の見学学習	0176-23-7808
	郷土館		届出	0	移動郷土館	58-0184 スポーツ・生涯学習課
	十和田湖民俗資料館(旧笠石家)		届出	0	子ども見学体験事業	58-0184 スポーツ・生涯学習課
		有料	届出	0	見学	
	現代美術館	有料	届出	0	現代アート入門	0176-20-1127
1+			届出	0	十和田市内のアート作品について	
'	称徳館		届出	0	施設の見学	0176-26-2100
和	総合体育センター	有料	届出	0	屋内のスポーツ全般	0176-25-5555
	志道館	有料	届出	0	武道全般	0176-23-2387
	奥入瀬渓流温泉スキー場	有料	届出	0	スキーなど	0176-74-2008
市	字樽部キャンプ場	有料	届出	0	野外活動	0176-75-2477
	芳川原浄水場		届出	0	施設の見学	0176-25-4517
	下水処理場		届出		施設の見学	0176-23-8031
	清掃センター		届出	0	施設の見学	0176-28-2654
	学校給食センター		届出	0	施設の見学	0176-23-5375
	一本木沢ビオトープ				水生生物などの観察(自由)	58-0186 スポーツ・生涯学習課
	中央公民館	有料	届出	0	住民の学習活動	0176-53-8711
	市立図書館		届出	0	図書一般	0176-53-6040
	先人記念館	有料	届出	0	斗南藩に関する資料、出前講座	0176-59-3009
三	斗南藩記念観光村		届出	0	郷土資料の屋外展示物	0176-59-3009
	歴史民俗資料館	有料	届出	0	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0176-59-3670
NH	寺山修司記念館	有料	届出	0	寺山修司に関する資料、出前講座	0176-59-3434
沢	三沢市民の森	有料	届出	0	野外活動	0176-59-2221
	小川原湖湖畔キャンプ場	有料	届出	0	オートキャンプ等野外活動	0176-59-2830
市	仏 沼		届出	0	野鳥の観察	53-5111 環境衛生課
	県立三沢航空科学館	有料	届出	0	航空史、科学の体験活動、出前講座	0176-50-7777
	国際交流教育センター	有料	届出	0	住民の国際交流活動	0176-51-1255
	国際交流スポーツセンター	有料	届出	0	屋内スポーツ全般	0176-51-4466
	中央公民館	有料	届出		住民の学習活動	0175-64-3054
	馬門公民館	有料	届出		住民の学習活動	0175-64-9326
	図書館		届出		図書一般	0175-64-2195
	歴史民俗資料館		届出	0	施設の見学、郷土の歴史、出前講座	0175-64-9494
	愛宕公園		届出		公園、文化財	64-2111 財政課
	町立体育館	有料	届出		屋内スポーツ全般	0175-64-1459
野	運動公園	有料	届出		屋外スポーツ全般	64-2119 教育委員会
到	屋内温水プール	有料	届出		水泳	0175-64-9777
辺	青少年体育センター	有料	届出		屋内スポーツ全般	0175-64-9657
地	あったかハウス		届出		スキー、休憩施設	64-2119 教育委員会
	柴崎地区健康レクリエーション施設	有料	届出		キャンプ等野外活動	64-2111 農林水産課
町	十符ヶ浦海水浴場		届出		海水浴・休憩施設	64-2111 財政課
	常夜燈公園		届出		公園	64-2111 農林水産課
	潮騒公園		届出		公園	64-2111 建設環境課
	観光物産PRセンター		届出		観光物産	0175-64-9555
	行在所		届出		文化財	64-9494 歴史民俗資料館
	青い森鉄道野辺地駅		届出		文化財 (鉄道防雪林)	0175-64-3266
				\vdash	ゴミ処理施設設備見学	
	クリーン・ペア・はまなす		届出		ゴミ処埋施設設備見学	0175-68-2508

市町村	施 設 名(担当課)	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉
	中央公民館		届出		住民の学習活動	0176-68-2920
	南公民館		届出		住民の学習活動	0176-62-2118
İ	中央図書館				図書一般	0176-62-2119
İ	文化交流センター		届出		郷土資料、遺跡出土品	58-5530 世界遺産対策室
	鷹山宇一記念美術館	有料	届出	0	鷹山宇一絵画、絵馬、七戸出身 者作品の鑑賞	0176-62-5858
七	東八甲田家族旅行村	有料		0	キャンプ等野外活動(自然観察、野鳥観察)	0176-62-5671
"	東八甲田ローズカントリー	有料	届出		フラワーアレンジメント	0176-62-5400
戸	七戸体育館	有料	届出		屋内スポーツ全般	0176-62-2051
	屋内スポーツセンター	有料	届出	0	屋内スポーツ全般	0176-69-1111
町	ふれあいセンター	有料	届出	0	宿泊研修施設	0176-69-1111
μJ	中央公園	有料	届出	0	野外活動	0176-69-1111
	屋内温水プール	有料	届出		水泳指導など	0176-68-3363
	町営スキー場	有料	届出		スキー指導など	0176-62-5612
	七戸町総合運動公園	有料	届出	0	スポーツ全般	0176-62-2051
	森林公園				キャンプなど野外活動	68-2117 財政課
	二ツ森貝塚館		届出	0	施設の見学、体験講座(出土品にちなんだモノづくり等)	0176-68-2612
	中央公民館		届出		住民の学習活動、各種講座、図書一般	0178-56-2251
	北公民館		届出		住民の学習活動、各種講座、図書一般	0176-57-0033
	東公民館		届出		住民の学習活動、集会活動等	0178-52-2061
	みなくる館		届出	0	住民の学習活動、各種講座等	0178-52-3900
	図書館		届出	0	図書一般	0178-52-3900
お	大山将棋記念館		届出	0	将棋に関する資料の企画展示、 将棋教室等の開催	0178-52-1411
	おいらせ阿光坊古墳館	有料	届出		遺跡出土品など	0178-20-0405
1,	民具ふれあい館		届出		郷土資料、生活民具、遺跡出土品等	20-0405 阿光坊古墳館
5	創作の家		届出		陶芸等創作活動	56-4276 社会教育・体育課
せ	白鳥の家		届出	0	野鳥、自然観察	0178-56-5256
町	交流センター		届出		各種講座、屋内スポーツ全般	0178-56-4711
	いちょう公園体育館		届出		屋内スポーツ全般	0178-52-6744
	下田公園		届出		キャンプなど野外活動、スポーツ全般	56-5255 改善センター
	いちょう公園		届出		スポーツ全般	52-6744 体育館
	農村環境改善センター		届出		食品加工、屋内スポーツ全般	0178-56-5255
	縄文の森イベント広場		届出		屋外イベント、軽スポーツ	56-5255 改善センター
	町民プール				水泳 (町内小中学校のみ授業利用可能)	0178-56-4669
	図書館		届出		図書一般	0176-55-4561
一六	郷土資料館	有料	届出	0	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0176-55-5511
(``	旧苫米地家住宅		届出	0	郷土資料、生活民具	0176-55-5511
一戸	文化ホール	有料	届出	0	住民の学習活動、各種講座	0176-55-5511
	小松ヶ丘地域交流館	有料	届出	0	住民の学習活動	0176-55-5511
m	総合運動公園	有料		0	スポーツ全般	0176-55-3988
町	総合体育館	有料	届出	0	室内スポーツ全般	0176-55-3988
	舘野公園		届出		キャンプ等野外活動	55-3111 建設下水道課

市町村	施設名(担当課)	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉
	図書館(ふれあいセンター内)			0	図書一般	0175-78-6100
	公民館(ふれあいセンター内)	有料	届出		陶芸、その他	0175-78-6100
	教育委員会教育課	有料	届出	0	横浜町の文化財、神楽、獅子舞、能舞	0175-78-6622
	旧横浜第二中学校		届出		郷土民具他	0175-78-6622
	烏帽子平自然の家	有料		0	キャンプなど野外活動	0175-78-6622
	自然苑	有料		0	菜の花の観察、農業体験	78-2111 産業振興課
横	檜木在八幡神社海浜殖生自然林		届出	0	自然観察	0175-78-6622
	岩倉不動尊		届出	0	史跡	0175-78-6622
浜	牛ノ沢舘跡		届出	0	史跡	0175-78-6622
	神明宮跡地大ケヤキ		届出	0	天然記念物	0175-78-6622
町	よこはまホタル村		届出	0	ゲンジボタルの観察	0175-78-3209
HJ	道の駅菜の花プラザ				横浜町の産物	0175-78-6687
	十和田おいらせ農業協同組 合横浜町支店		届出		横浜町の農産物	0175-78-2321
	横浜町漁業協同組合		届出		横浜町の海産物	0175-78-2006
	横浜町トレーニングセンター	有料	届出		スポーツ一般、トレーニング器具	0175-78-3693
	交流館どんどりの里	有料	届出	0	菜の花に関する学習、生活民具を除く	0175-78-6687
	砂浜海岸コテージ	有料	届出	0	宿泊体験(キャンプ、水泳、自然観察他)	78-2111 産業振興課
	図書館		届出		図書一般	0176-56-2261
	歴史民俗資料館		届出	0	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0176-56-5598
	町民文化センター	有料	届出	0	講演会、研修会、文化活動	0176-56-5180
	町民体育館	有料	届出		室内スポーツ全般	0175-63-3500
	ふれあいドーム上北	有料	届出	0	スポーツ全般(冬季・雨天時可)	0175-63-3500
	南総合運動公園	有料	届出	0	屋外スポーツ全般	0175-63-3500
	陶芸館		届出		陶芸全般	0176-56-2261
	小川原湖キャンプ場		届出	0	キャンプなど野外活動	0176-56-3525 レークハウス 0176-58-1122 道の駅
	ふれあい村	有料	届出		宿泊研修施設	0176-56-3600
東	中央公民館	有料	届出	0	住民の学習活動、各種講座、図書一般	0175-63-2741
北	未来館	有料	届出	0	考古及び民俗資料(舟ケ沢の丸木舟等)	0176-56-3111
	日本中央の碑保存館		届出	0	中央の碑に関する資料	0175-64-7979
町	わかさぎ公園 キャンプ場		届出	0	キャンプなど野外活動	0175-62-2581 わかさぎ公園管理棟
						0176-56-4148 商工観光課
	北総合運動公園	有料	届出	0	スポーツ全般、プール	0175-63-3500
	B&G海洋センター(艇庫)	有料	届出	0	海洋性スポーツ	0175-63-3500
	小川原湖水産荷捌施設		届出	0	施設の見学、小川原湖しじみ市場	0176-56-2104
	小川原湖交流センター「宝湖館」	有料	届出	0	施設の見学、温泉・プール	0176-56-3820
	かやぶき家屋「まなか」		届出	0	施設の見学、古民家	0175-63-4766
	道の駅 おがわら湖「湖遊館」		届出	0	施設の見学、東北町の農水産物	0176-58-1122
	上北屋内練習場	有料	届出		スポーツ全般	0175-63-3500
	武道館	有料	届出		武道全般	0175-63-3500

市町村	施 設 名 (担当課)	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉			
	図書館		届出	0	図書一般	0175-72-3405			
	大石総合運動公園	有料	届出	0	キャンプなど野外活動	0175-72-2191			
	総合体育館	有料	届出	0	室内スポーツ全般	0175-72-2191			
	陸上競技場	有料	届出		陸上競技全般	0175-72-2191			
	テニスコート	·ニスコート 有料 届出 ○ テニス競技全般							
	大石総合運動公園野球場	有料	届出	0	野球指導	0175-72-2191			
	郷土館		届出	0	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0175-72-2306			
	中央公民館	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、集会活動等	0175-72-8173			
	泊地区ふれあいセンター	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、集会活動等	0175-77-2239			
一六	千歳平地区公民館	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、集会活動等	0175-74-2074			
ケ	千歳平地区体育館	有料	届出		室内スポーツ全般	0175-74-3005			
	屋内グラウンド	有料	届出		野球指導など	0175-74-3005			
所	ふれあい笹原館	有料	届出		集会活動など	0175-74-2201			
村	文化交流プラザ・スワニー	有料	届出	0	集会活動、発表会等	0175-72-3400			
	内子内農山村広場	有料	届出	0	ホッケー、ウォーキング、イベント開催等	72-8134 農林水産課			
	二又夢はぐ館	有料	届出		集会活動など	0175-73-7307			
	中志地区学習等供用センター	有料	届出		住民の学習活動、集会活動等	72-2111 総務課			
	室ノ久保地区学習等供用センター	有料	届出		住民の学習活動、集会活動等	72-2111 総務課			
	地域交流ホーム	有料	届出		軽スポーツ、集会活動	0175-72-3455			
	鷹架野鳥の里森林公園				自然観察、野鳥観察	72-8136 政策推進課			
	六ヶ所野鳥観察公園				自然観察、野鳥観察	72-8136 政策推進課			
	六ヶ所村立レスリング道場	有料	届出		レスリング、室内スポーツ等	0175-74-3005			
	六ヶ所村立屋内温水プール「ろっぷ」	有料	届出	0	水泳指導、トレーニング器具	0175-73-7307			

令和5年度 教育委員会(社会教育関係)訪問実施要項

1 目 的

- (1) 管内市町村における生涯学習推進体制と社会教育計画及び事業実施上の現状と課題を確認するとともに課題解決の方向を探る。
- (2) 管内市町村と教育事務所との連携を深め、住民を主体とした社会教育活動の促進を図る。
- **2 訪問期間** 令和5年11月上旬から12月上旬までの期間
- 3 **訪問市町村** 管内市町村教育委員会 上北地方教育・福祉事務組合教育委員会(公立小川原湖青年の家)
- 4 訪問予定者 上北教育事務所(教育課長・主任社会教育主事・社会教育主事の3名)

5 教育委員会の出席予定者

- ① | 生涯学習・社会教育担当課長及び職員、社会体育担当課長及び職員、その他関係者
- ② 公民館長及び職員、図書館長及び職員、小川原湖青年の家・視聴覚ライブラリー職員、 その他関係者
- ※社会教育委員・スポーツ推進委員・公民館運営委員・図書館協議会委員等の出席は、 各教育委員会に一任する。
- 6 訪問日程 半日日程で2時間程度とする。
 - ※前半は令和5年度の事業の成果・課題等について資料をもとにした説明、 後半は生涯学習・社会教育担当課長及び職員との協議(事前に提出され た課題について)とする。

7 協議内容等

(1) 協議の内容

市町村の成果・課題などについて、市町村職員と教育事務所職員が一緒に協議し、課題解決の方向を探る。

- ア 当該市町村の「社会教育、文化財保護・芸術文化、社会体育の重点実践事項」について
- イ 社会教育行政の方針と重点(上北の教育P41~44)について
- ウ 公民館、図書館等の現状と課題について
- エ 小川原湖青年の家、視聴覚ライブラリーの現状と課題について
- (2) 協議の進行
 - ア 事前に各市町村の担当者と協議事項等の確認・調整を行う。
 - イ 取組に関する説明までは各市町村の担当者が、その後の協議からは教育事務所が進行 する。

8 訪問日決定までの手順

- (1) 9月上旬に訪問日時の希望を提出してもらい、調整した上で10月上旬に各教育委員会に通知する。
- (2) 日程調整後、担当課長等が出席できなくなった場合は、再度日程調整を行う。

9 準備していただく資料

教育委員会の説明資料は、重点実践事項に関する成果・課題等について分かるものやその 他参考となる資料とする。社会教育委員の会議資料等、現有のものでも構わない。

総 務 課

学校事務訪問		53
令和4年度 学校事務訪問に	おける指導事項	54
令和5年度 学級編制につい	τ	55
令和5年度 小・中学校教職	員配置基準	56
学	.)	59

学 校 事 務 訪 問

1 目 的

県費に係る給与・旅費及び服務関係の事務処理の適正化を図るため、関係書類を確認し、 指 導助言を行う。

2 訪問時期

- (1) 8月から10月までの間に実施する。
- (2) その他、指導助言が必要と認められる場合に実施する。

3 訪 問 校

- (1) 臨時職員を含む、採用1年目の事務職員配置校
- (2) 事務職員未配置校で教頭が初めて事務を担当する学校
- (3) 4年程度の間、学校事務訪問を受けていない事務職員配置校
- (4) その他、必要と認める学校

4 訪 問 者

給与・旅費担当者 (三八教育事務所)、学務担当者 (上北教育事務所)

5 確認書類

- (1) 給与関係
 - ア 給与支給明細書
 - イ 前渡資金取扱者の預金通帳
 - ウ 特殊勤務手当支給整理簿(部活動指導に係る校内での報告書等)及び実績報告書
 - エ 時間外勤務等命令票及び週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿並びに時間外勤 務手当支給に関する報告書
 - オ 通勤手当・住居手当の届及び認定簿並びに報告書
- (2) 旅費関係
 - ア 旅行命令簿及び復命書
 - イ 旅費請求整理表
- (3) 服務関係
 - ア 出勤簿
 - イ 勤務時間の割振り表
 - ウ 修学旅行等の引率に係る勤務時間の割振り変更簿
 - 工 年次休暇簿
 - オ 病気休暇・特別休暇簿
 - カ 週休日の振替等命令簿
 - キ 代休日の指定簿
 - ク 履歴カード
 - ケ 勤務場所を離れて行う研修承認願・確認簿
 - コ 職務に専念する義務の免除綴
 - サ 4月1日付け昇給昇格発令通知
 - シ 学校徴収金会計管理台帳(校内の通帳管理状況が記載されたもの)
 - ス 経理簿(抽出)

(4) その他必要な書類

令和4年度 学校事務訪問における指導事項(給与関係)

項目		指	導		事	項		
	通勤届	届出の理由記	・ <td>2校4件</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td>	2校4件	2			
通勤手当	認定簿	届のない認定	等作成	1校1件	<u>:</u>			
							計	3校5件
住居手当	住居届	収受月日記載 事実発生日記 作成漏れ		1 校 1 件 1 校 1 件 1 校 1 件	:			
		T P J X J/N 4 C		工权工们			計	3校3件
前渡資金	指摘事項なし	/						
時間 外勤務手当	指摘事項なし	/						
	整理簿	従事時間記入	誤り	1校1件	1			
特殊勤務手当	実績報告書	特殊勤務手当 開催要項添付					計	3校4件
旅費	旅行命令簿	旅行命令日語 精算額記入漏 命令番号誤り 帰着地記入語 鉛筆で記入し 到着地記入語	計れ より ている	1 校 1 件 1 校 3 件 1 校 3 件 1 校 1 件 1 校 1 件	1 1 1			
	復命書	鉛筆で記入し	ている	1校3件	<u> </u>		計	7校11件

令和4年度 学校事務訪問における指導事項(服務関係)

項目	指 導 事 項
出勤簿	・出勤印の押印誤りがある ・年次休暇の表示漏れがある ・赴任印の表示誤りがある ・職専免の表示漏れがある
週休日の振替	・振替期間に誤りがある
職事免	・実際の職専免取得日時と添付書類に差異がある
年次休暇簿	・残日数の記入誤りがある ・届出年月日の記入漏れがある ・重複した申請がある
特別・病気 休 暇 簿	・取得日数に誤りがある

令和5年度 学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、 下表のとおりとする。

		学校和	重 別	小 学	 校	中	学	校
学級編制の区分				, ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•	•	<i>V</i> •
単	式	学	級	第1~4学 35 第5・6学 40			40	
2 複	個式	学 学 (%	年 級 (1)	第1学年の児童 を含む場合 第1学年の児童 を含まない場合	8 (4)		8 (4)	
特	別 支	援 学(※	· 級 (2)	8			8	

- ※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、() 内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合(いわゆる「飛び複式学級」)のいずれか一方の学年の児童生徒数である。
- ※2「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1 学級に編制する。
 - (1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。
 - (2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年、中学校1学年及び2学年は、上記1の表の学級編制基準(以下「基準」という。)により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

令和5年度 小・中学校教職員配置基準

① 公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。 学級数については、県が定める学級編制基準による。

小 学 校

1 校 長

1校に1人とする。

2 教 員(教頭・教諭)

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

- (2) 特別支援学級(各障害種別)において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- (3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
 - ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
 - イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- (3) 27学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

5 栄養教諭・学校栄養職員

- (1) 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。) を実施する共同調理 場については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。 ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)が 配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、 上記(1)~(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中 学 校

1 校 長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

2 教 員(教頭・教諭)

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- (2) 特別支援学級(各障害種別)において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- (3) 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- (4) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- (5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。 ただし、(1)又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

4 事 務 職 員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- (3) 21学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100 以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学 校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- (6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、(1) 又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員 を兼務するものとする。

5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

- 2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。
 - 1 県が実施する弾力的な学級編制
 - (1) 小学校
 - 1学級増につき教諭又は講師を1人とする。
 - (2) 中学校
 - 1 学級増につき教諭又は講師を、上記 \square 中学校 2(1)の基準により 1 人又は 2 人とする。
 - 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制 県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著 しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。
- 3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記①によらない教職員の配置をすることができるものとする。

学務関係提出書類一覧 (参考)

Ą	Į.	目	区分		条件	職員(⇨校長)	提 出 書 類 校長(⇔地教委)	地教委(⇨教育事務所)	根拠法令等
			採用	前		採用願・調書等(直接、事務所へ)		県費負担教職員の採用について(内申)	地教行法38
採		用	採用	後		(赴任延期届)・履歴書・服務の宣誓書	一般の鑑		服規2、3・技基2
			氏名・2			履歴事項異動届・戸籍抄本	一般の鑑	履歴事項異動報告書	服規27
履困		の異動	学歴・分			履歴事項異動届・卒業証明書・免許状の写し	// / / Sam	// // // // // // // // // // // // //	//
//交 /1	上于人	(V) [X 3)	現住所・そ			履歴事項異動届・証明書	"	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"
					松口及杂田好港四人上	1		"	
			研修			職専免願(第14号)・必要な証明書	職専免具申書(第16号)		服規15・技基8
TINA	-1-		スクーリ		30日以内	職専免願・受講証明書の写し	"		"
職	専	免	適法なる	き渉		職専免願(第15号)	"		"
			承 認 研	修		勤務場所を離れて行う研修承認願・確認簿			平成14年6月 け青教義第42
介	護	休 暇	請	求	6月の範囲内	証明書等	休暇報告書・勤務時間割振り表・ 介護休暇簿の写し	休暇報告書	勤規14、19
		., ,,	延長・途中	変更	"	11	休暇報告書・介護休暇簿の写し	休暇報告書	"
介	護	時間	請	求	3年の期間内 1日につき2時間以内	証明書等	休暇報告書・勤務時間割振り表・ 介護時間に係る休暇簿の写し	休暇報告書	勤規19
			介 護 欠	勤	30日 (介護休暇に引き続き)	欠勤届・証明書等・介護休暇簿の写し	職員の欠勤報告・勤務時間割振り表・介護休暇簿の写し	県費負担教職員の欠勤について	給条12
欠		勤	その	他	NOTE O	欠勤届・証明書等	職員の欠勤報告・勤務時間割振り表等	n	"
特	別	休 暇	 産	前	8週間 (多胎14週間)	L 証明書等	休暇報告書	休暇報告書	勤規12、18・耳
(出	産)		1,30	12 /411 121141	試印事 筮	"		
			産		8週間	証明書等		//	//
			請求(育	休)	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規2
			請求(育	短)	子が小学校就学の始期 に達するまで	育児短時間勤務承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規5
			請求(部	休)	子が小学校就学の始期 に達するまで	部分休業承認請求書・証明書			育規8
育	児 休	業等	期間延長(す)	原則として1回	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規3
			期間延長(す	新短)		有児短時間勤務承認請求書・証明書	育児休業等具申書		育規6
			失		産前休暇、休職・停職	証明書等	休暇報告書等	休暇報告書等	育法5
			取	消	養育状況等の変更		職員の出勤について(報告)	職員の出勤について(内申)	育規4
					でなくなった等)				勤規11①
			願い		180日以内	結核性疾患精密検査証明書 		休暇報告書	取規3①、7
結	核性	疾患	期 間 延経 過 報	-	30日毎	### 結核性疾患経過報告書	# a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	### ### ### ### ### ### ### ### #######	取規3①、6①、
								県費負担教職員の出勤について	1
			出		7日前までに提出	病状報告書・結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤について(副申)	71.5 15 11 - 4 1 15 5 1 1 1 1 1 1 1 1	取規5①
			願い		180日以内	診断書等 	休暇報告書	休暇報告書	勤規11②、取規
_	般	傷病	期間延	長		"	"	"	"
	/42	124 /14	経 過 報	告	30日毎	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4①
:			出	勤	7日前までに提出	病状報告書・精密検査証明書	職員の出勤について(副申)	県費負担教職員の出勤について	取規5①
			願い	出	180日以内	診断書等	休暇報告書 精神性疾患観察報告書	休暇報告書	勤規11②・取 服規14①
ale di s	b.11.		期間延	長		"	n .	n .	勤規11②・取 服規14①
精	神 性	疾患	経 過 報	告	30日毎	経過報告書	経過報告書· 精神性疾患経過観察報告書	経過報告書	取規4①・服規
			出	勤	7日前までに提出	病状報告書・精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤について(副申) 精神性疾患経過観察報告書	県費負担教職員の出勤について	取規5①・服規
			願い	出	3年以内	休職願 一般傷病:精密検査証明書 精神性疾患:精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患:結核性疾患精密検査証明書	職員の休職について(副申) 精神性疾患:精神性疾患観察報告 書	職員の休職について(内申)	取規3②・服規
o 11.		1846	期間延	長		休職期間延長願 一般傷病:精密検査証明書 精神性疾患:精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患:結核性疾患精密検査証明書	職員の休職期間の延長について (副申) 精神性疾患:精神性疾患観察報告 書	職員の休職期間の延長について(内申)	取規3②、6② 服規14①
休		職	経過報	告	90日毎(心身)	経過報告書	経過報告書 精神性疾患:精神性疾患経過観察 報告書	経過報告書	取規4②・服規
					" (結核)	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	"
			復	職	県教育長に30日前	病状報告書 一般傷病:精密検査証明書 精神性疾患:精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患:結核性疾患精密検査証明書	職員の復職について(副申) 精神性疾患:精神性疾患経過観察 報告書	職員の復職について(内申)	取規5②・服規
職員	員の	事故等				必要により顛末書・見取図・示談書・診断書・ 事故証明書写・運転記録証明書等	事故報告書	職員の事故報告	服規28・技基
			普	通		辞職願・履歴書(写)	職員の退職について(具申)	職員の退職について(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	服規6
			勧	奨		 辞職願・履歴書(写) 退職勧奨に関する事情書	職員の退職について(具申)	職員の退職について(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	"
			 定		満60歳の年度末		 (退職の報告)	退職の報告	定条2
退		職	死	T	IPサリンタメンナド文/下	死亡診断書(原本) 履歴書(写)	職員の退職について(具申)	職員の退職について(内申)	服規6
						原歴育 (サ) 戸籍抄本 (原本) 退職手当請求書・履歴書 (写)		履歴書への教育長の奥書証明	カルノダモロ
			退職手	当			一般の鑑 直接上北教育事務所へ提出		退条

注1. 地教委への提出に当たっては、職員より提出された書類の写しを添付すること。また、教育事務所への提出に当たっては、学校長より提出された書類の写しを添付すること。

・職員の定年等に関する条例・・・・・・・・・・・・・定条

・職員の退職手当に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・退条

・○○市町村立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程案・・・・・・服規

・学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則・・・・・・・・・・・・・取規

・地方公務員の育児休業等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

注2. 育児休業、休職及び退職関係の添付書類は原本を教育事務所に提出すること。(出生届出済証明書等写しを可としている書類を除く。)

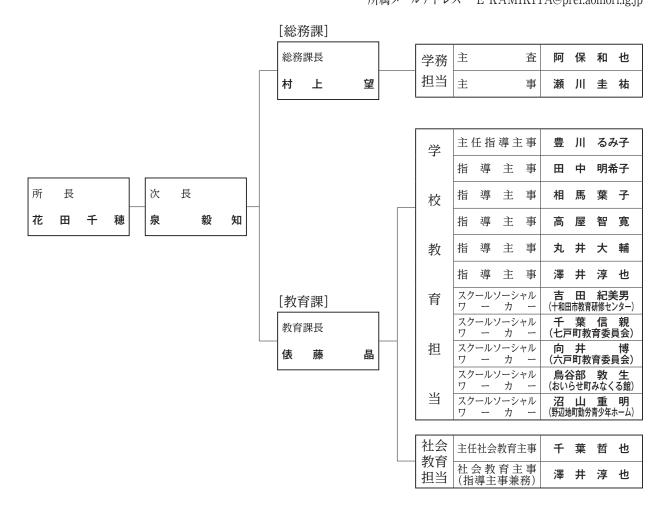
注3. 市町村教育委員会により、提出書類に差異の生じることがあること。

令和 5 年度	上北教育事務所及ひ三八教育事務所(庶務担当)機構図	63
令和5年度	上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌	64
令和5年度	教育課等事業等一覧	66
令和5年度	悉皆研修等一覧	67
令和5年度	学校教育関連事業一覧(特別支援教育、初任研を除く)	68
令和5年度	特別支援教育関連事業一覧	69
令和5年度	初任者研修関連事業一覧	70
令和5年度	初期層教員研修一覧	71
令和5年度	教育行政関連事業一覧	71
令和5年度	社会教育関連事業一覧	72
県教育委員会	会 研究指定校・研究協力校	73
令和5年度	学習指導研究会	73
	早大会等予定	73
管内小学校-	- 覧	74
管内中学校•	県立中学校一覧	77
管内市町村等	等教育委員会一覧	79
管内学校教育	育主管課・室指導組織一覧	80
会和5年度	管内小・中学校の所在地	83

令和5年度 上北教育事務所及び三八教育事務所 (庶務担当) 機構図

上北教育事務所

所在地 〒039-2593 上北郡七戸町字蛇坂55-1 電 話 (代表) 0176-62-2128 F A X 0176-62-2130 所属メールアドレス E-KAMIKITA@pref.aomori.lg.jp



三八教育事務所 [庶務担当(上北)]

所在地 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 電 話 (代表) 0178-27-5111 F A X 0178-27-2847 所属メールアドレス E-SANPACHI@pref.aomori.lg.jp



令和5年度 上北教育事務所及び三八教育事務所(上北担当)事務分掌

総 務 課

職		2	名	氏		:	名		事	務	分	掌	
総	務	課	長	村	上		望	□総務課総括 □文書管理	□叙位 □公印保管		□旅費 <>用車管理	□所内経理	□事業経理
学	主		査	阿	保	和	也	□教職員人事	・服務	□地教委と	この連絡・調	問整	
学務担当	主		事	瀬	Щ	圭	祐	□教職員の昇線 □調査・統計 □所内経理	合・昇格 □公務》 □事業経理]退職手当	中学校の設置・ □学級編制 區利厚生	

教 育 課

■中心となる業務

職	名	丑	<u>.</u>	名	担当業務・事務等	担当教科等	学校教育の重点
教	育 課 長	俵	藤	晶	■教育課業務の総括 □教育課業務全般 □学校経営 □教職員派遣研修	□学校教育総括 □社会教育総括	□総括
学校	主 任指導主事	豊	ЛП	るみ子	■学校教育全般 □行事調整(主) □学校訪問(主) □「上北の教育」(主) □指導主事全員協議会(主) □課長・室長会議 □教育書 □人権教育 □ユネスコ □消費者教育 □著作権 □コミュニティ・スクール(副) □教育課程・学習状況調査(副)	□社会 □家庭 □技術・家庭 □道徳(副)	□全重点
教	指導主事	田	中	明希子	■生徒指導(主) □問題行動等報告 □教育相談 □SC・SSW □特別活動(主)□講師研 □学校図書館 □善行表彰 □文化芸術 □学校訪問(副) □キャリア教育(副)	□国語 □図画工作 □美術 □特別活動(副)	□生徒指導 □キャリア教育
育 担	指導主事	相	馬	葉子	■教育課程・学習状況調査(主) □教育課程地区研究集会 □教育課程(一般) □指導要録(一般) □県センター研修 □学習状況調査(全国・県) □高校入試 □国際理解教育 □ユニセフ □初任者研修(副) □道徳教育(副)	□外国語 □外国語活動 □音楽	□国際化□研修
当	指導主事	高	屋	智覧	■特別支援教育(主) □ICT・プログラミング教育(主) □教育課程(特別支援) □指導要録(特別支援) □特別支援巡回相談 □環境・エネルギー教育 □「上北の教育」(副) □指導主事全員協議会(副) □体育・保健教育(副)	□理科 □生活	□授業 □特別支援教育 □環境教育

職	名	氏		名	担当業務・事務等	担当教科等	学校教育の重点
学校教	指導主事	丸	卡 大	輔	■初任者研修(主) □道徳教育(主) □初期層研修 □幼稚園教育 □へき地複式教育 □特別活動(副) □特別支援教育(副) □ICT・プログラミング教育(副)	□算数・数学 □道徳(主) □特別活動(主)	□道徳教育 □特別活動 □複式教育
育担当	指導主事	澤 扌	宇	也	■体育・健康教育(主) □学校保健・安全 □食育 □不審者・交通事故・集団かぜ等報告 □中堅教諭等資質向上研修 □養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員 新採用研修 □青少年赤十字 □生徒指導(副)	□体育・ 保健体育 □総合的な 学習の時間	□総合的な 学習の時間 □体育・ 健康教育 □情報化教育
職	名	氏		名	担 当 業 務	・事務等	
社会教育担当	主 任 社会教育主事	千 芽	连 哲	也	□青少年教育 □高齢者教育 □社会教育関係団体 □教育事務所だより・HP	地域学校協働活動 放課後子ども総合 家庭教育 男女共同参画 社会教育主事講習 行事調整(副)	プラン
	社会教育主事	澤 扌	字 淳	也	■ 社会体育全般・文化財 □各種表彰 □社会教育施設		

三八教育事務所 総務課(上北担当)

職	名	丑	,	3	名	事 務 分 掌
	括 主 幹課長事務取扱)	Щ	田	修	子	□課総括
庶	主 幹(副課長)	村	尾	利	幸	□上北管内中学校の給与 □上北管内中学校の旅費 □社会保険・雇用保険(主担) □学校訪問(主担) □時間外勤務手当予算(副担)
務	主 査	日	当	未	幸	□非常勤職員報酬・費用弁償(主担) (小・中非常勤講師、スクールカウンセラー、研修指導員等) □社会保険・雇用保険(副担)
担当	主事	佐	藤	綾	美	□上北市・郡小学校の給与 □時間外手当予算(主担) □共済組合掛金(副担) □非常勤職員報酬・費用弁償(副担)
	主事	浦	島	瑞	貴	□上北市・郡小学校の旅費 □時間外勤務手当予算(副担) □個人番号関係(副担) □学校訪問(副担)

令和5年度 教育課等事業一覧

△午前 ▼午後

									△午削	•	十俊
月	日	曜日	事 業 名	担当	省者	月	日	曜日	事業名	担当	绪
	3	月	新規採用教職員辞令交付式·赴任時研修(柏	丸	井		26	火	小·中学校道徳教育研究協議会(下田中)	相	馬
	_		葉館▼) 管内学校教育主管課長·室長会議①(教育事				28	木	(初)特別活動研修[中]【初期層教員研修】 (東北中)	丸	井
	4	火	務所△)	豊	Ш	9	29	金	運動部活動の在り方に関する研修会(県社教	澤	— #
,	4	火	学校訪問担当指導主事会議①(教育事務所▼)	豊)II				면)		$\stackrel{\text{\tiny ''}}{-}$
4	5 10	_	指導主事全員協議会①(十和田市南コミセン▼) 小・中学校校長会議①(青年の家△)	豊豊)II		29	金	文化部活動の在り方に関する研修会(県社教 セ)	澤	井
			(初)校長等連絡協議会①・(初)拠点校指導			\vdash	2	月	指導主事全員協議会③(青年の家)	豊	Ш
-	10	月	教員研修会①(青年の家▼)	丸	井		3	火	学校安全指導者研修会[災害安全][中](県 学教セ)	澤	井
	25	火	中学校生徒指導専任教諭及び生徒指導主事 研修会(青年の家▼)	田	中		12	木	学校安全指導者研修会[生活安全][小](県	澤	— 井
	1	月	生徒指導担当指導主事会議①(教育事務所)	田	中		12	-	字教セ)		
	1	月	日本語指導が必要な児童生徒担当教員等連 絡協議会(①(県学教セ)	相	馬		23 25			豊田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	山中
	2	火	学校訪問担当指導主事会議②(教育事務所△)	豊	JII	10		水	学校図書館シンボジウム(県学教セ)	田 - 2	
5			社会体育主管課長担当者会議(教育事務所Δ)・				30	月	子どもの健康に関する研修会(県学教セ)	澤	#
	10	水	社会教育主管課長担当者会議(教育事務所▼)	千	葉		30	月	放課後子どもプラン支援員等研修会後期 (青年の家△)	千	葉
	10	<u> </u>	特別支援教育巡回相談員連絡協議会(青年の家)	高	屋		31	火	日本語指導が必要な児童生徒担当教員等連	相	馬
	16	火	小学校生徒指導担当者研修会(青年の家▼)	田	中				格協議会(2)(県字教で)	1111	_
	22	月	AOMORI中英ネットワークショップ(OL▼) 特別支援教育新担当教員実地研修会[小]	相	馬		未	定	小学校外国語科担当教員・英語専科教員研究協議会(未定▼)	相	馬
	1	木	付加又饭软目制担当软具关地听修云[小](七戸養護学校)	高	屋		2	木	教育課程担当指導主事会議(教育事務所▼)	相	馬
	7	水	放課後子ども総合プラン支援員等研修会前期(青年の家△)	千	葉		7	火	中学校保健体育担当者研修会(青森県武道館)	澤	井
	8	木	(初)示範授業研修[中](野辺地中)	丸	井		10	金	指導主事全員協議会⑤·管内教育長説明会 (青年の家▼)	豊	Ш
	15	木	(初)示範授業研修[小](北園小)	丸	井	11	16	木	(初)特別活動研修[小]【初期層教員研修】 (ちとせ小)	丸	 #
6	24	土	スポーツ推進委員等上北地区研修会(青年の家公)	澤	井		24	金	(7 /	豊	JII
-	27	火	複式学級担任者研修会【初期層教員研修】	丸.	#		28	火		丸	
			(深持小)	<i>></i> L	π	 	1	金		豊	JII
	29	木	特別支援教育新担当教員実地研修会[中] (七戸養護学校)	高	屋	12	19	_	行事調整会議(教育事務所▼)	豊	Ш
-	30	金	(初)拠点校指導教員連絡会①(教育事務所▼)	丸	井	12	25	月	冬季学校体育実技(スケート)講習会【初期層		 #
	11	火	安心できる学校づくり研修会(東北町未来館▼)	田	中	<u> </u>	20	/ 3	教員研修】(フラット八戸)	/+	
	12	水	学校防災リーダー養成研修会(県学教セ)	澤	井		9	火	冬季学校体育実技(スキー)講習会【初期層 教員研修】(七戸町営スキー場)	澤	井
7	26	水	就学相談·教育相談会(若葉小)	高	屋		10	水	(初)一般授業研修Ⅱ(青年の家)	丸	井
	27	木	就学相談·教育相談会(三本木小)	高	屋		12	金	(初)拠点校指導教員連絡会③(教育事務所▼)	丸	井
	27	木	地域学校協働活動研修[県教委主催](東北町 未来館▼)	千	葉	1	15	月	指導主事全員協議会⑥(青年の家)	豊	Ш
	2	水	小·中学校臨時講師等研修会(東北町未来館▼)	田	中		19	金	生徒指導担当指導主事会議③(教育事務所)	田	中
	7		(初)一般授業研修 I (青年の家)	丸	#		26	金	(初)校長等連絡協議会③・(初)拠点校指導教 員研修会③(青年の家▼)	丸	井
8	18	金	管内学校教育主管課長·室長会議②(十和田市▼)	豊	Ш		31	水		相	馬
	22	火	生徒指導担当指導主事会議②(教育事務所)	田	中		9	金	管内学校教育主管課長·室長会議③(中部上 北▼)	豊	Ш
	29	火	(初)校長等連絡協議会②·(初)拠点校指導 教員研修会②(青年の家▼)	丸	井	2	15	木	(初)まとめ研修(青年の家)	丸	#
	1	P	県立高等学校入学者選抜要項説明会(青年	1 P	E		21	水	(初)拠点校指導教員連絡会④(教育事務所▼)	丸	井
	4	月	の家▼)	相	馬		13	水	(初)拠点校指導教員連絡会⑤(教育事務所▼)	丸	井
9	12		指導主事全員協議会②1(三沢国交セ)	豊	Ш	3	未	定	(初)次年度拠点校指導教員説明会(教育事務	丸	#
}	13	_	指導主事全員協議会②2(三沢国交セ)	豊	Ш				PT ▼)	_	_
	13	水	AOMORI中英ネットワークショップ(OL▼)	相	馬		27	水	(初)次年度実施校事前説明会(青年の家△)	丸	井

令和5年度 悉皆研修等一覧

△午前 ▼午後

月	日	曜	事	 業	名	校	種	対象	主	管
		日	丁	未	石	小	中	N 家	_ ±	E
4	10	月	小・中学校校:	長会議①(青年の家	<u>?</u> △)	0	0	小・中学校長	上北事務	
4	25	火	中学校生徒指 会(青年の家)	旨導専任教諭及び生 ▼)	徒指導主事研修		0	中学校生徒指導専任教諭及び生徒指導主事 1 名	上北事務	
5	16	火	小学校生徒指	旨導担当者研修会(₹	青年の家▼)	0		小学校生徒指導担当教員 1 名	上北事務	
	1	木	特別支援教育 養護学校)	育新担当教員実地研	修会[小](七戸	0		小学校特別支援学級新担当教員(臨時講師含む) 及び3年未満でこの研修を受けていない者	上北事務	
6	27	火	複式学級担任 小▼)	E者研修会【初期層4	教員研修 】 (深持	0		複式学級新担任者及び希望者	上北事務	
	29	木	特別支援教育 養護学校)	育新担当教員実地研	修会[中](七戸		0	中学校特別支援学級新担当教員(臨時講師含む) 及び3年未満でこの研修を受けていない者	上北事務	
7	11	火	安心できる学	単校づくり研修会(〕	東北町未来館▼)	0	0	小·中学校ハートフルリーダー等(いじめ防止等の対策の中核を担う教員)1名	上北事務	
	27	木	*地域学校協 北町未来館▼	協働活動研修[県教園 ▼)	委主催事業](東	0	0	小·中学校地域学校協働活動担当教員 1 名	生涯学	学習課
8	2	水	小・中学校臨	時講師等研修会(東	【北町未来館▼)	0	0	小・中学校臨時講師・養護助教諭	上北事務	
9	4	月	県立高等学校 ▼)	交入学者選抜要項説	明会(青年の家		0	中学校教員1名以上	上北事務	
<i>פ</i>	26	火	小・中学校道	徳教育研究協議会((下田中)	*	0	中学校の道徳教育推進教師(又は学級担任)1名 以上 ※小学校は希望する教員	上北事務	
11	未	定	小学校外国語 教員研究協議	語活動・外国語科担 議会(▼)	当教員·英語専科	0		小学校外国語教育担当教員及び英語専科教員 1 名以上	上北事務	
12	1	金	小・中学校校	長会議②(青年の家	(▼)	0	0	小·中学校長	上北事務	

[*]…悉皆ではないが、できる限り参加してほしい研修

7月上旬 ~ 8月中旬 [予定]	小学校教育課程地区研究集会(各校)	0		全教職員の3分の1 形態: オンデマンド型研修 方法: YouTube視聴 提出: リフレクションシート	上北教育事務所
7月上旬 ~ 8月中旬 [予定]	中学校教育課程地区研究集会(各校)		0	全教職員 形態:資料研修 方法:動画視聴と配布資料の読み合わせ 提出:実施報告書	上北教育事務所

令和5年度 学校教育関連事業一覧 (特別支援教育、初任研を除く)

番号	行 事 名	月.日.曜	会場(人数)	目 的 (趣 旨)	備考(◇対象、○内容他)
1	小・中学校校長会議	① 4.10(月) ②12.1(金)	公立小川原 湖青年の家 (110)	①管内小・中学校長に青森県教育委員会の施策及び「上北の教育」等について周知を図るとともに、管内の教育現状を情報提供し、学校運営の充実に資する。 ②上北の「学校教育指導の方針と重点」について理解を深め、教育課程の管理・運営の充実に資する。	◇全小・中学校校長、指導主事、 社教主事 ○教育課から説明 ○総務課から説明
2	中学校生徒指導専任教諭及 び生徒指導主事研修会	4.25(%)	公立小川原 湖青年の家 (40)	問題行動の未然防止に向けて、教職員が生徒の悩みや変化を鋭敏に感知し学校が組織的に対応していくための生徒指導主事の役割について理解を深めるとともに、上北管内の生徒指導の現状について情報交換や協議を行い、生徒指導主事としての指導力の向上を図る。	◇中学校生徒指導専任教諭及び 生徒指導主事 <u>各校1名</u> ○情報交換、対応についての協 議、研修
3	小学校生徒指導担当者研修 会	5.16(%)	公立小川原 湖青年の家 (60)		◇小学校生徒指導担当者 <u>各校1</u> <u>名</u> ○情報交換、対応についての協 議、研修
4	複式学級担任者研修会	6 . 27(X)	深持小 (30)	複式学級の学習指導及び学級経営 等について研修を深め、複式学級 担任者の指導力の向上を図る。	◇複式学級担任者 ◇複式学級担任者以外の教員も 可 ○公開授業、研究協議
5	安心できる学校づくり研修 会	7.11(火)	東北町未来館(90)	いじめの早期発見、適切な事案対処に係る研修を実施し、学校の組織的対応力の向上、教員の指導力向上を図るとともに、各学校のいじめの早期発見・事案対処マニュアルの充実を図る。	◇全小・中学校ハートフルリー ダー等各校 <u>1名</u> ○講義、演習
6	小学校教育課程研究集会	7月下旬~ 8月中旬	各校	小学校の教育課程の実施上の諸問 題の解明を図り、教員等の指導力 の向上に資する。	◇令和3年度に受講していない 小学校の校長、教頭、教諭、 養護教諭、臨時講師とし、校 長を含む全教職員の原則 <u>3分</u> <u>の1程度</u> 。 ○オンデマンド型研修 ○YouTube視聴+リフレクショ ンシート提出
7	中学校教育課程研究集会	7月下旬~ 8月中旬	各校	中学校の適切な教育課程の実施に 向け、教員等の指導力の向上に資 する。	◇中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、臨時講師○資料研修○動画視聴と配布資料の読み合わせ+実施報告書提出
8	小·中学校臨時講師等研修 会	8.2休	東北町未来 館 (130)	管内小学校及び中学校の臨時講師、養護助教諭に対して、教育実践上必要な基礎的基本的事項について理解を深めるとともに、教職員としての指導力及び使命感の向上に資する。	◇全臨時講師、養護助教諭 ○講義、講話
9	青森県立高等学校入学者選 抜要項説明会	9.4(月)	公立小川原 湖青年の家 (100)	令和6年度青森県立高等学校入学 者選抜要項の内容、調査書、願書 等の記入方法について説明を行 い、進路指導の円滑化に資する。	◇中学校担当者各校1名以上 ◇高校担当者 ○説明、質疑

番号	行 事 名	月.日.曜	会場(人数)	目 的 (趣 旨)	備考(◇対象、○内容他)
10	小・中学校道徳教育研究協 議会	9.26(%)	下田中 (30)	道徳教育推進教師が中心となり、 道徳教育実施上の諸課題について 協議したり、情報交換したりする ことを通して、学校及び地域社会 における道徳教育の一層の充実に 資する。	
11	小学校外国語科担当教員・ 英語専科教員研究協議会	未定	(50)	学習指導要領の全面実施を踏まえ、小学校外国語活動・外国語科における「指導と評価の一体化」による授業改善を図る。	◇小学校外国語教育担当教員及び英語専科指導教員等 <u>各校1</u> 名以上 ○講義、研究協議
12	冬季学校体育実技(スケート) 講習会	12. 25円)	フラット八 戸 (上限なし)	ケートの指導法及び実技の研修を 伝い 投資力の向上と旧意生体へ	
13	冬季学校体育実技 (スキー) 講習会	1.9伙	七戸町営ス キー場 (上限なし)	キーの指導法及び実技の研修を行	◇三八、上北管内教員 ○講義、実技

令和5年度 特別支援教育関連事業一覧

番号	行 事 名	月.日.曜	会場(人数)	目的(趣旨)	備考(◇対象、○内容他)			
1	地区就学相談・教育相談会	① 7 . 26(水) ② 7 . 27(木)	①若葉小 ②三本木小	発達が気になる幼児児童生徒の保護者及び指導担当者を対象に、養育の仕方や就学に関すること、生活面や学習面に関する気付きや悩み等について教育相談を行い、適切な就学の徹底を図る。	◇相談担当者は、特別支援教育 巡回相談員等 ※個人面接方式			
2	特別支援教育新担当教員実 地研修会 [小学校]	6.1(株)	七戸養護学 校 (20)	情緒障害等)を初めて担任する教 員及び特別支援学級担任経験の少	◇特別支援学級(知、自・情) を初めて担当する教員及び特別支援学級担当経験3年未満			
3	特別支援教育新担当教員実 地研修会 [中学校]	ない教員に対して、知的障害特別 支援学校で実地研修を行い、障害 特性及び学習指導法に関する基本						
4	小学校教育課程地区研究集会	7月下旬~ 8月中旬	各校	小学校の教育課程の実施上の諸問 題の解明を図り、教員等の指導力 の向上に資する。	◇令和3年度に受講していない 小学校の校長、教頭、教諭、 養護教諭、臨時講師とし、校 長を含む全教職員の原則 <u>3分</u> の1程度 ○各教科、領域に特別支援教育 を含めて実施 ○オンデマンド型研修 ○YouTube視聴+リフレクショ ンシート提出			

[※]中学校教育課程地区研究集会での特別支援教育については、令和6年度以降実施。

令和5年度 初任者研修関連事業一覧

番号	行 事 名	月.日.曜	会場(人数)	目 的 (趣 旨)	備考(◇対象、○内容他)
1	新規採用教職員辞令交付式 赴任時研修	4.3(月)	柏葉館 (50)	・新規採用教職員に辞令を交付し、教職員としての使命感を高める。・初任者研修の対象となる教員に対して、心構えや福利厚生と服務についての講義等を行い、教育公務員としての責任感を養う。	○辞令交付○講話「期待すること」○講義「服務について」○説明「初任者研修」
	示範授業研修 (中学校)	6.8休	野辺地中 (20)	初任者研修対象教員に示範授業研 修を通して、教職に関する知見を	○授業参観
	示範授業研修 (小学校)	6 . 15休	北園小 (20)	広めさせ、教員としての資質と指導力の向上を図る。	○研究協議
	一般授業研修 I	8.7月		初任者研修対象教員に、「主体的・ 対話的で深い学び」の視点から学 習指導案を作成させ、研究授業及	
3	一般授業研修Ⅱ	1.10%	公立小川原 湖青年の家 (40)	び振り返りを実施させることを通して、児童生徒に目指す資質・能力を育むための指導計画立案ができるようにすると共に、授業における指導技術の向上を図る。	○指導案作成、演習○授業実践の成果と課題
4	特別活動研修 (中学校)	9 . 28(木)	東北中 (20)	特別活動の講義及び授業参観を通 して、初任者に「意思決定」や「合 意形成」に関する理解を深めさせ、	○講義 ○授業参観
4	特別活動研修 (小学校)	11. 16(木)	ちとせ小 (20)	あた成れに関する理解を保めさせ、 教員としての資質と指導力向上を 図る。	○研究協議
5	まとめ研修	2.15休	公立小川原 湖青年の家 (40)	1年間の成果と課題を明らかにするとともに、今後の自己錬磨の必要性について研修を行い、資質と指導力の向上を図る。	○講義・演習 ○講話
6	校長等連絡協議会拠点校指導教員研修会	① 4.10(用) ② 8.29(火) ③ 1.26(金)	公立小川原 湖青年の家 (40)	① (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	◇校內指導教員 拠点校指導教員 ○説明 ○協議
7	拠点校指導教員連絡会	① 6.30(金) ②11.28(火) ③ 1.12(金) ④ 2.21(木) ⑤ 3.13(木)	上北教育事務所(6)	拠点校指導教員と上北教育事務所 員とで初任者の状況についての情 報共有を図ったり、拠点校指導教 員間で実地研修に係る指導法等に ついて検討したりすることをとお して、円滑な初任者研修の実施に 資する。	◇拠点校指導教員 ○情報交換、協議
8	次年度拠点校指導教員説明会	3月下旬	上北教育事 務所 (6)	次年度の初任者研修の実地研修が 円滑に行われるよう、関係者間で 研修の概要等について共通理解を 図る。	◇拠点校指導教員 ○説明、質疑
9	次年度実施校事前説明会	3 . 27(水)	公立小川原 湖青年の家 (80)		◇校長、教務主任 拠点校指導教員 ○説明、質疑

令和5年度 初期層教員研修一覧

番号	行 事 名	月.日.曜	会場(人数)	目 的 (趣 旨)	備考(◇対象、○内容他)			
1	複式学級担任者研修会	6 . 27火	深持小 (30)	複式学級の学習指導及び学級経営 等について研修を深め、複式学級 担任者の指導力の向上を図る。	◇複式学級担任者 ◇複式学級担任者以外の教員も 可 ○公開授業、研究協議			
2	特別活動研修 (中学校)	9 . 28(木)	東北中 (20)	特別活動の講義及び授業参観を通 して、「意思決定」や「合意形成」	○説明			
	特別活動研修 (小学校)	11. 16(木)	ちとせ小 (20)	に関する理解を深めさせ、教員と しての資質と指導力向上を図る。	○授業参観 ○研究協議			
3	冬季学校体育実技(スケート)講習会	12. 25(月)	フラット八 戸 (上限なし)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の教員を対象に、スケートの指導法及び実技の研修を行い、指導力の向上と児童生徒への冬季スポーツの普及・振興を図る。				
4	冬季学校体育実技 (スキー) 講習会	1.900	七戸町営スキー場(上限なし)	キーの指導法及び実技の研修を行	◇三八、上北管内教員 ○講義、実技			

令和5年度 教育行政関連事業一覧

番号	行 事 名	月.日.曜	会場(人数)	目 的 (趣 旨)	備考(◇対象、○内容他)
1	管内学校教育主管課長・室 長会議	① 4.4以 ② 8.18金 ③ 2.9金	①上北教育事務所②十和田市③中部上北広域事業組合(11)		◇管内教育指導関係課・室の指 導課長・室長、GM、教育事 務所長・次長・教育課長・主 任指導主事
2	指導主事全員協議会	① 4.5(水) ② 9.12(火) 9.13(水) ③10.2(月) ④10.23(月) ⑤11.10金) ⑥ 1.15(月)	①十和田市 ②三沢市 ③④⑤⑥ 公立小川原 湖青年の家 (33)	指導主事全員が集い、小・中学校 の学校教育の充実を目指し、その 実践のための共通理解を図る。ま た、「学校教育指導の方針と重点」 における重点等についての検討・ 協議や、各種調査の分析及び資料 作成等を通して研修を深める。	◇管内教育指導関係課・室長、 GM、教育事務所の所長・次 長・教育課長及び管内全指導 主事
3	学校訪問担当指導主事会議	① 4.4 (火) ② 5.2 (火) ③ 11.24(金)	①上北教育 事務所 ②上北教育 事務所 ③十和田市 (9)	管内教育指導関係課・室及び教育 事務所の指導主事による学校訪問 について、日程の調整を図るとと もに、それぞれの訪問の在り方を 情報交換することにより、学校訪 問の充実に資する。	◇管内教育指導関係課・室及び 教育事務所の担当者
4	生徒指導担当指導主事会議	① 5.1(月) ② 8.22(火) ③ 1.19金)	上北教育事 務所 (10)	生徒指導上の諸問題に関する協議 を行い、生徒指導の充実・強化に 資する。	◇管内教育指導関係課・室及び 教育事務所の担当者
5	教育課程担当指導主事会議	11. 2休	上北教育事 務所 (15)	教育課程届出書等の記載要領について、管内教育指導関係課・室及び教育事務所の共通理解を図るとともに実施状況について情報交換を行い、指導・助言に生かすことを目的とする。	◇管内教育指導関係課・室、教育事務所の教育課程担当者

令和5年度 社会教育関連事業一覧

重点	事業・研修及び会議	内	容	会	場	名	開催期日	人 数 (概数)	日程
学校・家庭・地域 の協働による未来 を担う人財の育成	放課後子ども総合プラ	放課後対策事業 る地域人財を対 習・体験活動等 実施方策、安全等の資質向上を	対象に、学 等の企画・ 全管理方策	公立小川	川原湖青	育年の家	前期 6.7(水)	110	午前
	ン支援員等研修会	の講義や、他の 者等との情報 共有を図るため 行う。	の事業関係 交換・情報	公立小川	川原湖青	手年の家	後期 10.30(月)	110	午前
	地域学校協働活動研修	地域学属役員ないのなる。 一地域学属役員ないのない。 有でいる。 一方では、 一方でと 一方でと 一方でと 一方でと 一方でと 一方で 一方でと 一方でと	東北町茅	未来館		7.27(木)	100	午後	
社会教育推進のための基盤整備	社会体育主管課長及び 担当者会議	上北地方の社会 の重点等につい と情報交換を 社会体育行政の 当者相互の連携 る会議を行う。	上北教育	育事務所	τ̈́	5.10(水)	30	午前	
	生涯学習・社会教育主 管課長及び担当者会議	上北地方の生活会教育行政の動物では、 会教育行政の動物では、 いての協議と付通し、管内生活会教育行政の 者相互の連携が 会議を行う。	重点等につ 情報交換を 産学習・社 充実と担当	上北教育	育事務所	ŕ	5.10(水)	30	午後
	スポーツ推進委員等上北地区研修会	スポーツプるように関するとは、 研修を考慮して 項目を定めて 術の向上を図った。	り実践的な ともに、地 た普及重点 その指導技	公立小川	川原湖青	育年の家	6.24(土)	30	午前
	市町村教育委員会(社会教育関係)訪問	管学習及題解、所を主代表教育住民活動の代表を主任会教育を主任会教育を主任会教育を主任会教育を行る。	と社会ない 大力を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	市町村着公立小川			11月~12月	各10	半日

県教育委員会研究指定校·研究協力校

担	当	課	学	校	名	研究指定の名称等年度	芝
スポ-	ーツを	建康課	十和田市立	東小学校		健康教育実践研究校 R5~R	₹ 6
学校	教		六戸町立六 六戸町立六 六戸町七百 六戸町開知 六戸町大曲	戸小学校 中学校 小学校		居場所づくり・絆づくり調査研究事業 R4~R	₹ 5

令和5年度 学習指導研究会

校種				小	学	校			中	学	校	
地区	学	校	名	耈	女	科	月/日	学校名	孝		科	月/日
十和田市	法	南	奥	算数 体育			10/12(木)	東	国語、 理科、	社会、 英語、		10/5(木)
【東部】 ・三沢市 ・おいらせ町 ・六戸町	木三木六	崎川ノ	目 下	算数 国語 理科、 社会	生活		10/13(金)	堀 口 亡 百		理科、社会	英語	10/5(木)
【中部】 ・七戸町 ・東北町	七城			道徳理科、	生活		10/10(火)	七戸	1	社会、英語	数学	10/5(木)
【北部】 ·野辺地町	野	辺	地	算数			10/11(水)	泊	国語、	社会、	英語	10/5(木)
・横浜町 ・六ヶ所村		南		生活、	総合		10/27(金)	六ヶ所第二	数学、	理科		10/27(金)

[※]北部地区の六ヶ所村立南小学校と六ヶ所村立第二中学校は10月27日(金)に開催予定

教育研究会県大会等予定

団体年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小教研等	理科		
中教研等			
特別支援	知的障害教育研究大会上北大会 (小・中学校)		
その他(上北管内開催の大会のみ)	青森県学校保健・安全・給食研究大会野辺地大会 全日本教育工学研究協議会全国 大会青森大会		

管内小学校一覧

管内小学校 42校

*学級数:	児童数はR5.	3.	6現在

275 T.T.		〒 番号 所在地		・ 子服奴奴・児里奴(よ)に	学級数(特)
学校 番号	学校名	電話番号 FAX番号	校長氏名	教頭氏名	児童数 へき地・複式
101	三本木	034-0031 十和田市東三番町36-1 T.0176-23-7178 F.0176-24-2297	原田克人	上 村 正 信	24(6) 494
102	北 園	034-0091 十和田市西十一番町50-18 T.0176-23-4361 F.0176-23-4362	繁在家 康 文	一戸稔彦	22(5)
103	十和田南	034-0087 十和田市西十五番町3-1 T.0176-23-2285 F.0176-23-7664	村 山 良 裕	手代森 正 輝	22(4) 469
104	十和田東	034-0005 十和田市一本木沢一丁目1-1 T.0176-23-2453 F.0176-21-1252	馬 渕 環	須 郷 英 明	18(5) 373
105	十和田西	034-0001 十和田市三本木字西金崎6-2 T.0176-23-2252 F.0176-23-2832	中 野 良 喜	江 渡 富貴子	8(2) 110
106	藤坂	034-0041 十和田市相坂字小林355-1 T.0176-23-2222 F.0176-23-2473	三 上 菜穂子	三沢正幸	8(2) 150
107	高 清 水	034-0041 十和田市相坂字高清水900 T.0176-23-3408 F.0176-27-6509	増 尾 安希子	渡辺真路	4(1) 20 複
108	ちとせ	034-0002 十和田市元町西六丁目2-1 T.0176-23-2942 F.0176-23-3793	中 野 純	濱 田 健太郎	17(5)
109	深持	034-0106 十和田市深持字林12-3 T.0176-26-2004 F.0176-20-6116	中村博文	木 津 淳 一	5(2) 23 複
110	四 和	034-0212 十和田市米田字高谷140 T.0176-28-2260 F.0176-20-8022	小 沼 尚	簗 場 恵美子	5(2)
111	大 深 内	034-0107 十和田市洞内字千刈田24-6 T.0176-27-5646 F.0176-27-2152	藤森裕之	中 野 睦 子	7 (1)
112	沢田	034-0302 十和田市沢田字田屋29 T.0176-73-2014 F.0176-70-2020	伊 藤 鉄 正	田中倫代	6(2) 50 複
113	法 奥	034-0301 十和田市奥瀬字下川目102-2 T.0176-72-2002 F.0176-70-3033	新堂正一	齋 藤 佳 江	6(1)
114	十和田湖	018-5501 十和田市奥瀬字十和田湖畔宇樽部420 T.0176-75-2053 F.0176-75-2372	古 川 貴 紀	佐 藤 智 子	3
115	古間木	033-0051 三沢市古間木一丁目152-139 T.0176-53-3901 F.0176-53-4067	田浦ルミ	山本治	8(2)

学校 番号	学	校	名	〒 番号	_	所在地	Ь	FAX	番号				校長	氏名			教頭	氏名		学級数(特) 児童数 へき地・複式
116	上	久	保	T. 01	76-5	三沢市 3-390	3	F.01	76-5		54 J	JI	村	拓	己	坂	本	久美	美子	14(2) 311
117	木	崎	野	T. 01	76-5	三沢市53-868	88	F.01	76-5		39	菊	池	健	_	山	形	貴	雄	21(4) 462
118	岡	Ξ	沢			三沢市 33-390					72	村	上	輝	仁	高	橋		誠	23(4) 531
119	III		沢			三沢市 54-250					88 3	I	渡	俊	晴	香	賀	裕	文	15(3) 350
120	11	Ш	目			三沢市 54-200		•			00 3	I	渡		勇	栩	内	康	子	5(1) 39 複
121	おお	おぞ	6	T. 01	76-5	三沢市 50-802	20	F.01	76-5	50-803	36 1	佐	藤		修	竹	本	陽	子	8(2) 97 1級
122	野	辺	地			野辺地 34-227					00 2	木	村	典	克	竹ヶ	- 原	英	樹	10(2) 207
123	若		葉			野辺地 64-081	-				30	眞	石	卓	生	佐	藤		忍	10(2)
124	七		戸			七戸町 32-260	-			62-671	9 1	熊	谷		純	佐	藤		聡	11(5) 196
125	城		南			七戸町 32-291				62-220)3 /	小空		小官	百合	中	尾		周	8(2) 98
126	天	間	林	i		七戸町 88-202					21 -		□「柳	淑	実	原	田	英	治	13(4) 248
127	百		石			おいら 52-245			-		6 1	松	山		勉	津	田	由約	己子	14(3) 273
128	甲		洋			おいら 52-346						喪	原	秀	章	沼	尾	千恵	美	8(2) 122
129	下		田			おいら 56-225)5	久	保	伸	_	高	橋	敦	哉	8(2) 89
130	木	内	々			おいら 6-356)5	— 泉		隆	知	伊	東	明	子	12(2) 251
131	木	J	下			おいら 57-022						/] \	原		操	蛯	名	健	_	27(5) 683
132	六		戸			六戸町 55-200					- 1 I	Щ	内	亮	悦	中	村	大	介	9(3) 177

学校番号	学	校	名	〒 番号 電話番号	所在地	FAX番号		校長	氏名			教頭	氏名		学級数(特) 児童数 へき地·複式
133	開		知	033-0071 T.0176-5			内	海	浩	幸	エ	藤	博	幸	8(2) 75
134	大		曲	033-0071 T.0176-5			=:	ツ森	牧	彦	_2	卜柳	賢	正	16(4) 330
135	横		浜	039-4135 T.0175-7			佐	伯		仁	中	村	弘	美	8(2) 145
136	上		北	039-2401 T.0176-5			相	馬	準	_	小	林	忠	輝	18(4) 378
137	甲		地	039-2634 T.0175-6			熊	澤	尚	彦	矢	﨑	美香	子	8(2) 76 1級
138	東		北	039-2654 T.0175-6			石	Щ	宏	_	藤	谷		悟	14(3) 255
139		泊		039-4301 T.0175-7			今	泉	勝	徳	野	坂		敦	8(2) 88 2級
140	尾		駮	039-3212 T.0175-7			秋	戸	彩	史	横	濵		健	10(3) 177 1級
141	千	歳	平	039-3215 T.0175-7			尾	崎	修	_	大	関	弘	則	8(2) 60 1級
142	六点	テ所	南	039-3215 T.0175-7			野	坂	佳	孝	常	田	幸	宣	8(2) 78 1 級

管内中学校・県立中学校一覧

管内中学校 28校(うち1校休校)

*学級数・生徒数はR5.3.6現在

													1 1 1/9/	(双) 二	- NE XXI		3. b現任
学校 番号	学	校	名	電話者	番号	所在地	X番号			校長	氏名			教頭	氏名	}	学級数(特) 生徒数 へき地
201	Ξ	本	木			十和田市 3-3595		-24 3-3596	藤	田	誠	志	鈴	木	峰	史	18(5) 428
202	+	和	田			十和田市 3-3727			附	田		篤	大	野		仁	11(3)
203	切		田			十和田市 3-2583	 	87 3–2682	小厂	山内		敦	泉			順	4(1)
204	大	深	内			十和田市 7-2801		124-6 7-2152	藤	森	裕	之	船	水	純	子	5(2)
205	甲		東			十和田市 3-2907	 		長	末	道	夫	立	崎	賢	_	12(5) 219
206	四		和			十和田市 8-2230	 	40 0-8022	小	沼		尙	野	月	義	之	5(2) 24 特
207	十月	和田	東			十和田市 2-4488		Γ29-1 2-4573	中	野	寿	彦	佐々	才木	敦	彦	13(4) 296
208	十利	田訇	6—			十和田市 2-2164		2-6 2-2956	==	本柳	智	弘	菊	地	弘	篤	4(1)
209	十月(休	和田	l 湖 校)					宇樽部420 5-2372		/				/			
210	三剂	尺第	<u>;</u> —			三沢市松 3-3904		-34 3-3941	見	友	健	=	齊	藤		保	11(3) 264
211	三剂	尺第	; =			三沢市三 4-2702		-2 4-2341	奈月	良岡	臣	哉	Щ	田		達	10(3) 199
212	三剂	尺第	三			三沢市三 9-3333		4-33 9-3334	桐	原	賢	哉	中里	予渡		聡	5(2) 37 1 級
213	三流	尺第	五			三沢市字 3-2402		-111 3-2903	小上	北類着	<u> </u>	謙	五一	上嵐	康	彦	6(1)
214	堀		П			三沢市三 2-4080			太	田	浩	之	毛	利	直	樹	14(3) 356
215	野	辺	地			野辺地町 4-2225		4-1900	楢	舘		満	栩	内	_	将	12(3) 250

学校番号	学	校	名	〒 番号 所在地 電話番号 FAX番号			校長」	氏名			教頭	氏名		学級数(特) 生徒数 へき地
216	七		戸	039-2567 七戸町字鶴児平191 T.0176-62-3220 F.0176-62-380	3	諏	訪	俊	幸	金	澤	希什	七子	8(2) 177
217	天	間	林	039-2827 七戸町字森ノ上16-4 T.0176-58-7775 F.0176-58-771	6	エ	藤	規	正	木	村	英	仁	8(3) 133
218	百		石	039-2231 おいらせ町東下谷地116 T.0178-52-2454 F.0178-52-881	9	小笠	生原		聡	上	野		肇	8(2) 188
219	下		田	039-2135 おいらせ町立蛇114-3 T.0178-56-2640 F.0178-56-432	23	直	町	成	=	佐	藤		豊	8(2) 179
220	木	J	下	039-2185 おいらせ町上久保22-2 T.0178-56-2245 F.0178-56-422	22	田	畑		信	谷	村	史	夫	12(2) 307
221	六		戸	039-2371 六戸町犬落瀬字柴山2-90 T.0176-55-2034 F.0176-55-206	64	秋	元	辰	_	佐ク	八間	宗	徳	4(1) 99
222	七		百	033-0071 六戸町犬落瀬字権現沢54-41 T.0176-55-2641 F.0176-55-269		松	木	信	嘉	荒	井	幸	子	8(2) 161
223	横		浜	039-4142 横浜町字上イタヤノ木91-17 T.0175-76-1610 F.0175-78-339		小上	比類巻	·	夫支	大	竹		旭	5(2) 84
224	上		北	039-2405 東北町上北南四丁目32-1 T.0176-56-2101 F.0176-58-100	3	芳	賀	智	志	野	呂	泰	弘	8(2) 188
225	東		北	039-2654 東北町字塔ノ沢山1-11 T.0175-63-2620 F.0175-63-339	90	角	田	Œ	美	太	田		健	8(2) 174
226		泊		039-4301 六ヶ所村泊字川原75-17 T.0175-77-2033 F.0175-77-293	36	今	泉	勝	徳	安	田	泰	輔	4(1) 65 2級
227	六ヶ	·所第	第一	039-3212 六ヶ所村尾駮字野附1054 T.0175-72-2040 F.0175-72-364	18	藤	Ш	俊	彦	岩	田		誠	3 79 1級
228	六ヶ	所質	第二	039-3215 六ヶ所村倉内字湯沢112-1 T.0175-75-3141 F.0175-75-314	13	天	間	朋	昭	其	田	公	人	5(2) 74 1 級

県立中学校 1校

学校番号	学 校 名	〒 番号 電話番号	所在地	FAX番号		校長	:氏名		教頭	氏名		学級数 生徒数
220				西五番町7-1	ds	木	古	141	ニツ森		中	6
229	局等字校 属	1.0176-22	-1184	F.0176-24-0919	11/	森	直	멤	一ツ糀	子	义	240

管内市町村等教育委員会一覧

番号	市町村等名	〒番号 所在地 電話番号 FAX番号	考	教育 县	長氏名	1
1	十和田市	034-8615十和田市西十二番町6-1T. 0176-58-0183F. 0176-24-3953教育総務課指導課教育研修センタースポーツ・生涯学習課	丸	井	英	子
2	三沢市	033-8666三沢市桜町一丁目1-38T. 0176-53-5111F. 0176-52-3963教育総務課学務課学校教育課生涯学習課学校給食センター	Щ	内	康	之
3	野辺地町	039-3131野辺地町字野辺地1-15T. 0175-64-2119F. 0175-64-3604学校教育課社会教育・スポーツ課	新	渡	幹	夫
4	七戸町	039-2592 七戸町字七戸31-2 T. 0176-62-9701 F. 0176-62-6256 学務課 生涯学習課 世界遺産対策室	附	田	道	大
5	おいらせ町	039-2289おいらせ町上明堂60-6T. 0178-56-4258F. 0178-56-4268学務課社会教育・体育課	松	林	義	
6	六 戸 町	039-2371 六戸町大字犬落瀬字前谷地61(図書館内) T. 0176-55-4587 F. 0176-55-5405 教育課 教育課学校教育指導室	瀧		孝	之
7	横浜町	039-4141 横浜町字三保野57-8T. 0175-78-6622F. 0175-78-6112教育課	/]\	原	広	基
8	東北町	039-2696 東北町字塔ノ沢山1-94T. 0176-56-48180175-63-3399学務課社会教育スポーツ課	沼	尾	_	秋
9	六ヶ所村	039-3212 六ヶ所村尾駮字野附475T. 0175-72-2111F. 0175-72-2243学務課 総務・教育行政G指導G社会教育課	橋	本	博	子
10	中部上北広 域事業組合 教育委員会	039-2571七戸町字蛇坂55-8T. 0176-62-5156F. 0176-62-6940教育指導室教育研修センター教育相談室学校給食センター	附	田	道	大

管内学校教育主管課·室指導組織一覧

1 十和田市教育委員会指導課

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業	務	内	容		備	考
課 長 佐々木隆一		学校経営の充実 教育活動の推進	・指導課、教育研総括 ・学校経営、教育 ・予算の編成及び ・外部関係団体と	課程に関する 執行			~	育研修セン	クー所長
課長補佐 山田 勇一	国語 特別活動	キャリア教育の充実	・教育教育 ・教育教育 ・教育教育 ・学校教育上調査 ・学校教育上調指導 ・教育 ・学校教育 ・教育 ・教育 ・習教育 ・教育 ・習教育 ・学校 ・学校 ・習教育 ・学校 ・学校 ・選導者 ・学校 ・学校 ・選連者 ・学校 ・学校 ・学校 ・選連者 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校 ・選連者 ・学校 ・選連者 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校 ・学校	る事務 校休課 に関 での調査に る事務(県 る事務(県 入に関する 関 する 関 対 は 関 する 関 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	する事務 関する事務 学習状況調 事務 一る事務	查 、全国学力。	・教佐・一学・・対(主)・学・・学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	への挑戦 師等研修請 求められ を高めるた	る資質・能力の研修会
指導主事 長利 咲子	国語 道徳科 家庭	道徳教育の充実 体育・保健教育の充実 研修の充実 幼保小中連携の推進	・健康教育及び学に ・学校保健統計に関す ・学校保修修作 ・校内任者複教論・援 ・「未来とする事す。 ・「業に関すに ・関す。 ・「業に関すに ・関す。 ・「業に関すに ・関す。	関する事務 する事務 る事務 堅教論等資 を教論・学校 きわくわくこ	質向上研修	5含む)	力(副	を高めるた	ιる資質・能 ≥めの研修会
工藤 正也	算数 数学 技術 ICT (主)	生徒指導の充実 特別活動の充実	・教育課程 ・教育課程 ・教育課程 ・教育 ・教育 ・教育 ・教育 ・教育 ・教育 ・ いい ・ いい ・ 一 いい ・ 一 が ・ いい ・ 一 が ・ に に に に に に に に に に に に に に	全指導に関 関との連絡 報告事業に 関連を 関連を 関連を 関連を 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連	する事務 調整 る事務 関する事務		・教・IC' ・と ・情・教	Γ活用実践 わだICT機	/ 夕一主担当 研修会①② 器研修講座 省者等研修会 受会
指導主事 對馬 拓也	理科 生活 総合的な学習の時間	特別支援教育の充実 複式教育の充実	・教育支援委員会 ・特別支援教育の ・特別支援学級の 事務 ・特別支援教育専 ・複式教育に関す ・新聞活用教育事	教育相談に 教育課程届 門指導員に る事務	関する事務 出書及び実 関する事務	施報告書に関す	・研究 ・幼り ②	为研修(穿	≨講座 対育研究会① ご)活性化研
指導主事 力石 健	社会 図工 美術 ICT (副)	教育相談 環境教育の推進	・教育研修センタ ・標準学力検査に ・環境教育に関す ・教育相談に関す ・社会科副読本の	関する事務 る事務 る事務			· 発	達障害児 等	译支援研修会
指導主事 内山 浩晃	外国語 外国語活動 音楽 体育 保健体育	の推進 防災教育の充実 学校体育	・国際化に対応対応シート 国際化に対応が支援 アラス 東田 状に関連 大き できる できる できる かいま は いっぱい は いっぱい かい	・デイ、AL 定助成事業は 果集計に関 事務 に関する事	T・ESTに に関する事 する事務 務	上関する事務 務	·外[·学	.T・EST打 国語教育研 習指導研究	

2 三沢市教育委員会学校教育課

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業	務	内	容	備	考
課長藤田 文明		授業の充実	・課事業の総括 ・議会、教育委員会、 ・中央研修 ・コロナ対応総括(幸		教頭会対応	7	・教育振興会 ・東部大援教・特局長 ・特局長 ・豊かない生 長 ・学校保健会	局長 育振興会事務 徒指導事務局
課長補佐 松坂 進	社会 図工・美術	道徳教育の充実	・課内業務調整管理 ・議会対抗 ・学校書主事整付所 ・指導管理・ ・指導性 ・指導性 ・指導性 ・危機を ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、	要請)関・ に管内・ に生徒点に は生生重点に と重点を ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	系 方町村・県) 尊、不登校、 編集	特別、福祉)	·教育振興会 ·東部研事務/	

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備考
指導主事 藤田 宣行	国語 総合的な学習の時間 生活	総合的な学習の時間の 充実 キャリア教育の充実	・初任者研修 ・教務主任研修会 ・全国、県学習状況調査、CRT、NRT関係 ・教育課程届出書説明会 ・指導要録関係(一般) ・一般の教育、学校図書館 ・キャリア教育支援事業	・ゆめ実現推進事業事務局
指導主事 月足 正亮	英語 音楽	の推進	 英語教育推進委員会関係 英語研修会、英語検定 イングリッシュキャンプ関係 ALT派遣関係 ・ボラシティア活動 ・高校入試関係 一般の教育課程届出関係(中学校) 	教育振興会音楽部会事務局東部地区英語スピーチコンテスト事務局
	算数・数学 技術・家庭	生徒指導の充実	・生徒指導関係 ・危機管理対応関係(生徒指導・ケース会議) ・非行、いじめ、不登校、虐待報告関係 ・要保護児童対策 ・三沢市いじめ防止対策審議会関係 ・心の教室相談員関係 ・スクールカウンセラー活用事業 ・統計教育 ・部活動指導員関係、部活動地域移行関係 ・コロナ対応(中学校)	・豊かな心生徒指導推進協 議会事務局
指導主事 近松 慎司	特別支援教育 特別活動	特別支援教育の充実 特別活動の充実 幼稚園教育	・特別支援教育、教育支援委員会関係 ・特別の教育維持教室関係 ・小・中通級指導教室関係 ・指導要録関係(特別) ・教育相談センター、適応指導教室関係 ・SSW関係 ・危機管理対応関係(特支、福祉) ・要保護児童対策(特別支援、福祉) ・医療的ケア関係 ・幼児教育とのといる。	·教育振興会美術部会事務 局 ·特別支援教育振興会関係
指導主事 秋田久美子	英語活動 体育・保健体育 道徳科(小学校)	体育・保健教育の充実 へき地・複式教育	・日米交流、AET、ALT派遣関係 ・イングリッシュデイ関係 ・国際理解教育関係(小学校) ・市健康教育研究発表事業関係 ・眠育、食育、健康課題克服関係 ・小学校日本語教育 ・へき地、複式教育関係 ・コロナ対応(小学校) ・衛生管理マニュアル関係	·教育振興会体育部会事務 局 ·三沢市学校保健会関係
指導主事 松坂 知広	理科 道徳科(中学校)	研修の充実 情報化に対応する教育 の推進	・中堅教論等資質向上研修関係 ・安全、防災教育関係 ・情報教育 (ICT、視聴覚、プログラミング含む) ・校務支援システン、ICT整備 ・タブレット型端末活用研修関係 ・研修主任研修会 ・研修主任研修会 ・校内研究サポート事業 ・わくわくサマーゼミナール関係	・教育振興会理科部会事務 局

3 野辺地町教育委員会学校教育課指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業	務	内	容	備	考
室 長 向中野純子	全教科 (外国語·外国語活動)	全領域	・学学学教科員に関関性で、第一関に関関性では、研究・関に関関を表す。	関するとは、 を受けるでは、 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。 はないできない。	会に関する 助言	3 こと	・北部上北関は ・町教育振興会 ・教科教材関は ・教育支援委員	会 連研修会

4 おいらせ町教育委員会学務課指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業	務	内	容	備	考
室 長中村 光博	体育·保健体育 算数·数学 社会 英語 英語語活動 大技術活動 特別活動	学校経営全般 生徒指導の充実 体育、健康・安全教育 の充実 特別活動の充実 キャリア教育の充実 国際化に対応する教育 研究会・研修会	· 指導総括問導般括問書於指性全課等的 · 生化修育管理等 · 生化修育管理等 · 生化等有管指導整有 · 生生的工事的 · 生生,一种, · 生,一种, · 生,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一,一	研修			修会	研修会 修会
指導主事 梅田 琢磨	国語 生理 音 活 科 楽 工 庭 後 術 る え 後 ん う 後 う る え う え う え う え う え う え う え う え う え う	授業の充実 道徳教育の充実 総合的な学習の時間 特別支援教育の充実 環境教育の充実 情報化教育 校内研修	・教育課程(特別支援・学力向上に関する事・特別支援を関する事・特別支援を開する事・各種任者が関連を開発して、「ロン・保」です。シー・進路関係を対して、「ロン・大学の連びを関係を対して、「はいい、では、「はいい、では、「はいい、では、「はいい、では、「はいい」を表して、「はいい」を表して、「はいい」を表して、「はいい」を表して、「はいい」を表して、「はいい」を表して、「はいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいい」を表して、「はいいいい」を表して、「はいいいい」を表して、「はいいいい」を表して、「はいいいいい」を表して、「はいいいいい」を表して、「はいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	項グ			・教育支援委 ・ICT推進委	

5 六戸町教育委員会教育課学校教育指導室

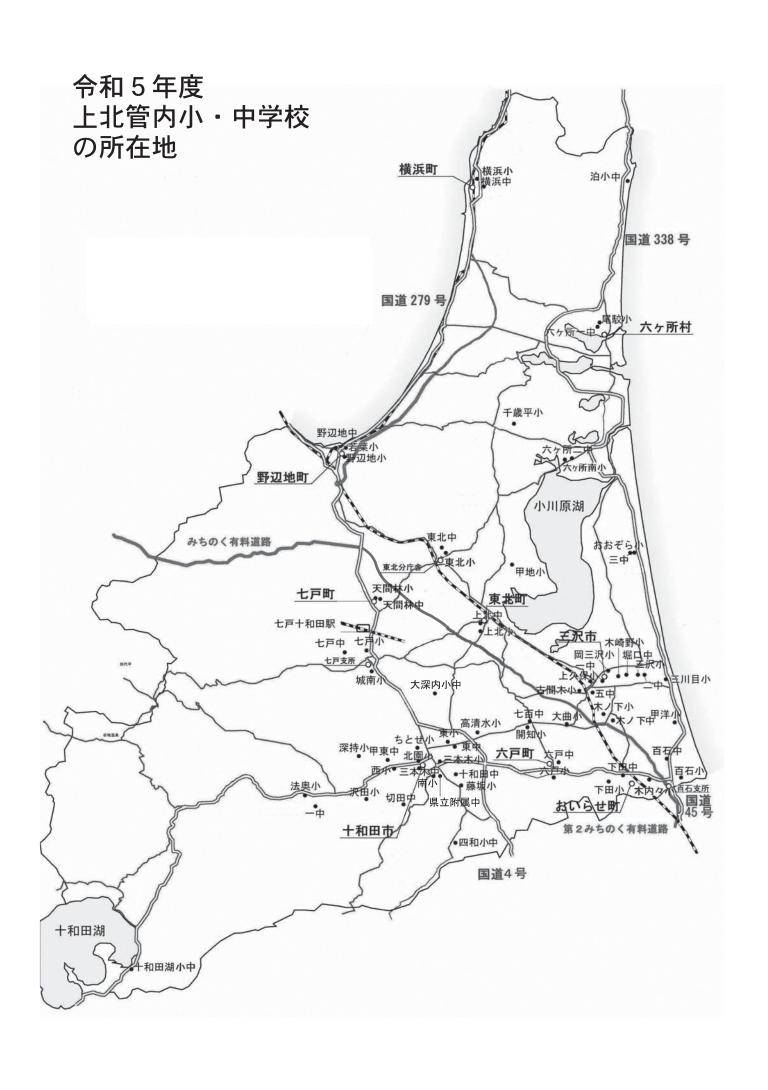
職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業	務	内	容	備	考
室 長上原子孝始	性会 生活 音楽 総合的な学習の時間	授業の充実 総合的な学習の時間の 充実 特別支援教育の充実 研修の充実	・学校経営 ・学校訪問に関わる ・教育支援委員会に ・コミュニティ・ラ ・教育課程(特別力 ・学習状況調査 ・初任者研修に関わ	関わる事務 クールに関 援)	•		・教育支援委 ・研修主任研 ・教務主任研 ・学力向上推:	修会 修会
指導主事 浪岡 貞治	道徳	道徳教育の充実 体育・健康教育の充実 情報化に対応する教育 の推進		に関わる事	事務		・開校準備係 ・町教育振興:	会
指導主事 横山 祥人	外国語活動・央語 国語 図エ・美術	特別活動の充実 生徒指導の充実 キャリア教育の充実 環境教育の充実 国際化対応教育の推進	・生徒指導及び安全 ・海外交流事業 ・外国語指導助手に ・教育課程(一般) ・外国語教育の推進 ・中堅教諭等資質に	関わる事務	务		・生徒指導主・学級経営研・中学生大学 ・進路講演会・ルじめ問題	修会 見学会

6 六ヶ所村教育委員会学務課指導グループ

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業	務	内	容	備	考
指導グループ マネージャー 木村 智	技術・家庭 音楽 道徳	授業の充実 道徳教育の充実 総合的な学習の時間の 充実 研修の充実 情報化対応教育の推進 特別支援教育の充実	・学校訪問、読 ・ICT関連	推進・調整 書教育			・特別方向上実 ・学力向上実 ・北議教司・北教司 ・学等49回支 ・第49回支 ・完協議会全国 会業務	浅モデル校事 育委員会連絡 研修会 爱員等研修会
指導主事 野月 明良	算数・数学 理科 外国語活動・英語 体育・保健体育 図工・美術 特別活動	生徒指導の充実 特別活動の充実 体育・健康教育の充実 環境・エネルギー教育 の推進 国際化に対応する教育 の推進 キャリア教育の推進	教職員の研修・教能指導・危機管理・教育相談・ALTの派遣・教育課程の届は・各種デンケー	管理	音に関するこ	논	・生徒指導籍注 ・村費教員解析・ ・対理・共和・大政・ ・東北・大政・ ・大学会 ・大学会 ・大学会 ・大学会 ・大学会 ・大学会 ・大学会 ・大学会 ・大学会	研修会 多会 研修会 車事業 じめ問題対策

7 中部上北広域事業組合教育委員会教育指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備考
教育指導室長 坂本 和康	理科 生活 総合的な学習の時間	学校経営の充実 総合的な学習の時間の 充実	・中部上北議会・七戸町校長会・東北町校長会・施設長会議・七戸町・東北町「社会科副読本」アドバイザー	・教育研修センター所長 ・庶務課長 ・中部上北議会 ・中部上北2 町校長会 ・施設長会議 ・「助け合う中部上北」 編集
主任指導主事 千曳 健二	社会 技術・家庭	キャリア教育の充実 情報化に対応する教育 の推進 へき地教育の充実	 ・学校教育指導の方針と重点 ・学校訪問 ・行事調整 ・教育課程(小学校一般) ・指導要録 ・事業評価 ・部活動地域移行協力 ・資料収集及び保管 ・庶務全般補佐 	・庶務課長補佐 ・新任教育支援員等研修会 ・中部上北小・中学校校長会議 ・教務主任等連絡会議 ・「中部上北の教育」 編集
指導主事 井関 結香	国語音楽 道徳 (中)	授業の充実 研修の充実 国際化に対応する教育 の推進	・研究委託事業 ・教育研修センター運営 ・教育支援委員会(副) ・教育課程(中学校一般)	・教育研修センター所長補佐 ・教育研修センター運営委員会 ・「校内研修(究)計画書」編集 ・「教育指導室だより」編集 ・「研究紀要」編集 (・小学校音楽交歓発表会(主))
指導主事 佐々木孝典	外国語活動 外国語・英語 図画工作・美術 特別活動	生徒指導の充実 特別活動の充実 特別支援教育の充実	・生徒指導(主)・ALT関連事務(派遣、研修)・教育課程(中学校特別支援)・教育支援委員会(副)	・生徒指導推進会議 ・ALT研修会 ・CRT、学習状況調査 ・中学校英語スピーチコンテスト(主)
指導主事 角田 将三	算数・数学 保健・体育 道徳(小)	道徳教育の充実 体育・健康教育の充実 環境教育の充実	・教育支援委員会(主) ・教育課程(小学校特別支援)	・「中部教委便り」編集 ・中学校英語スピーチコンテスト(副) (・小学校音楽交歓発表会(副))



令和5年度 上北の教育

青森県教育庁 上北教育事務所